

30517

教科書文庫

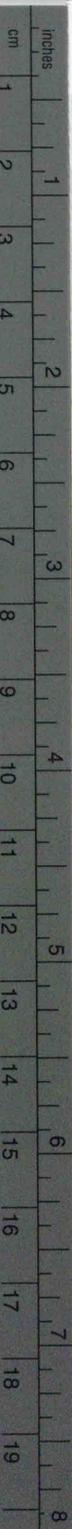
3
370
31-1894
20003 02894

Kodak Gray Scale



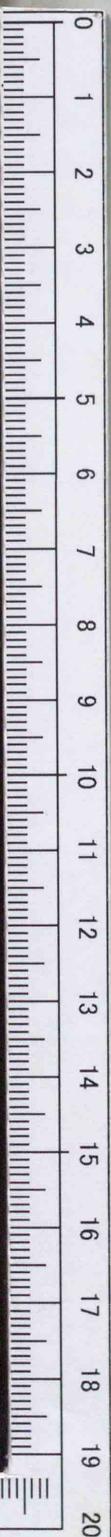
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

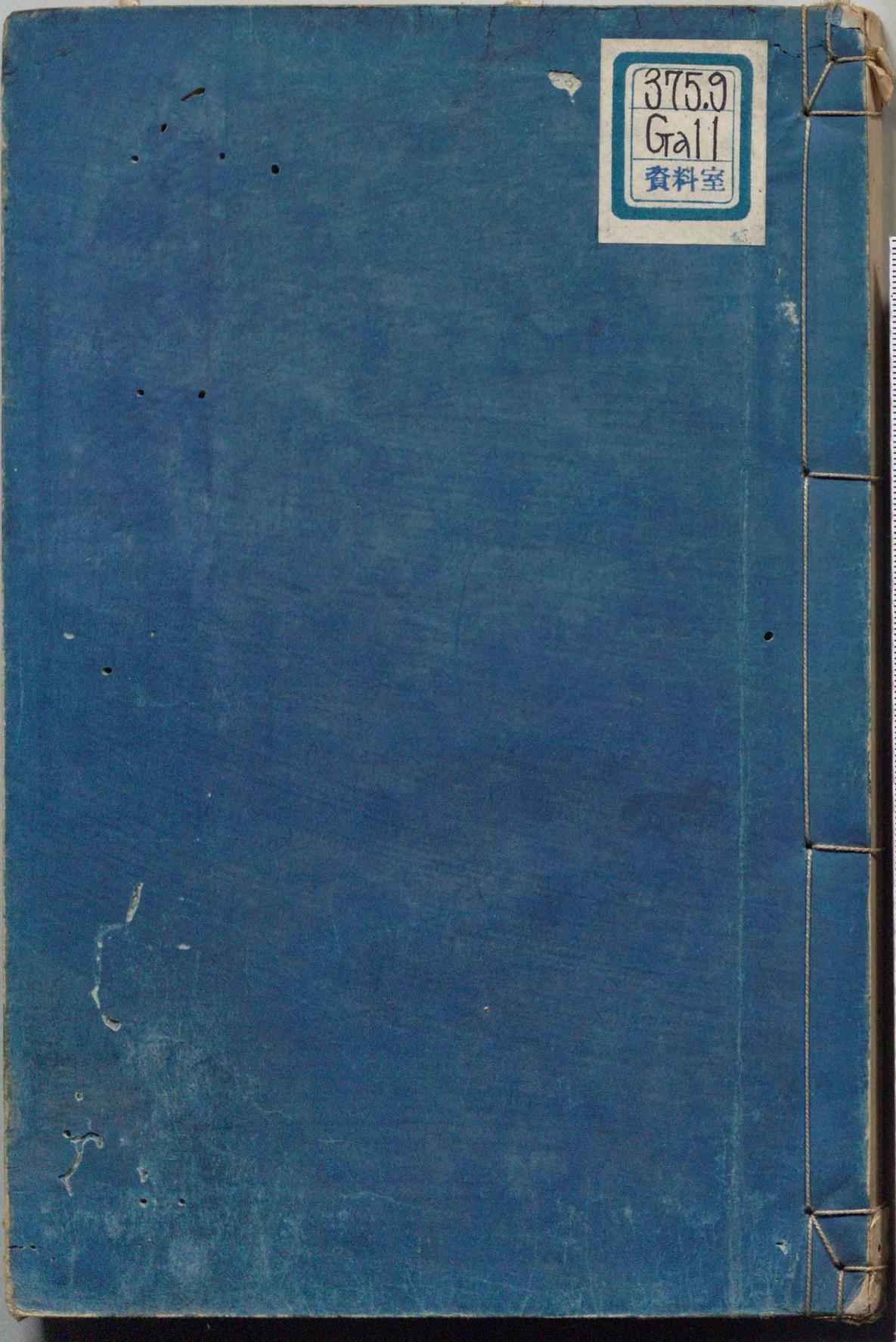


Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



375.9
Gail
資料室



資料

中央圖書館

375.9
Gall

廣東大學
圖書館

廣東大學
教
NO.12748
圖書

院學習
初學教本十二之卷目次

- 第一課 後光明天皇
- 第二課 德二進山道
- 第三課 池田光政
- 第四課 那波觚
- 第五課 圓山應舉
- 第六課 繪畫ノ由來
- 第七課 美術
- 第八課 政体ノ沿革

學習初學教本

目次

目次

目次

目次

第九課

國法

第十課

孝德天皇

第十一課

帝國議會

第十二課

熊澤了介

第十三課

山林

第十四課

中島藤右衛門

第十五課

鑛業

第十六課

大佛ノ造營

第十七課

和氣清麿公

第十八課

有王ノ忠悃

第十九課

和歌

第二十課

本居宣長

第二十一課

武士道

第二十二課

細井知愼

第二十三課

新井君美

第二十四課

蔚山ノ戰

第二十五課

德川光圀公

第二十六課

德川氏ノ盛世

第二十七課

大宰春臺

第二十八課

勤王論ノ隆興

第廿九課 君は神

第三十課 頼山陽

第卅一課 孫次郎の孝行

第卅二課 米艦渡來

第卅三課 護國ノ務

第卅四課 明治維新

第卅五課 文明ノ進歩

第卅六課 憲法發布

第卅七課 憲法發布ノ頌

院 學 習 初學教本十二之卷目次終



院 學 習 初學教本十二之卷

第一課 後光明天皇

後光明天皇ハ、後水尾天皇第三ノ皇子ナリ。寛永二十年

十月、御年十一ニシテ、踐祚シ給ヘリ。

天皇、英明ニシテ學ヲ好ミ、常ニ侍講ヲ召シテ、經書ヲ講
ゼシメ給フ。嘗テ四書ヲ進講スル時、勅シテ程朱ノ新
註ヲ用ヒシメ給ハントス。然ルニ、侍講ハ、古來進講ニ
ハ、古註ヲ用フルヲ例トスル旨ヲ奏ス。天皇宣ハク、古
賢モ善キモノヲ擇ビテ、之ニ從フトイヘリ。何ゾ新古
ヲ分タンヤト、終ニ新註ヲ講ゼシメ給ヘリ。

天皇、深ク皇室ノ衰替、朝臣ノ文弱ヲ慨カセラレ、縉紳ノ輩、皆詠歌ニ耽リ、徒ニ源氏物語等ノ書ヲ讀ムヲ惡ミ給ヒテ、其弊ヲ矯正シ給ハン爲、心ヲ武技ニ用ヒ、殊ニ擊劍ヲ好ミ給ヘリ。

然ルニ、所司代板倉重宗、奏シテ曰ク、幕府之ヲ聞カバ、喜バサルベシ。臣切ニ、陛下ノ之ヲ廢シ給ハンコトヲ願フ。陛下、若シ臣ノ願ヲ聽シ給ハズンバ、臣屠腹センノミト、天皇宣ハク、朕未ダ、武人ノ割腹ヲ見ズ。速ニ南殿ニ來リテ、自盡スベシト、重宗大ニ慚ヂ、其失言ヲ謝シ奉リケレバ、天皇乃之ヲ赦シ給ヘリ。



天皇、雷鳴ヲ嫌ハセ給ヒシガ、嘗テ「己ニ克ツハ、性ノ偏ニシテ克チ難キ所ヨリ克ツベシ」ト云ヘル古語ヲ讀ミテ、深ク感シ給ヒ、迅雷ノ日、故ラニ御坐ヲ殿端ニ移サシメ、雷鳴ノ終ハルマデ靜坐シ給ヒ、爾後、復、雷鳴ヲ忌ミ給ハザリキ。

常ニ、大學寮ノ廢絶セシヲ憂ヒ、幕府ニ勅シテ、再興セシ
メント、思召シ給ヒシカドモ、事竟ニ成ラズ。其他、火葬
半髮ノ制ヲ廢スルコト、及カミシモヲ禮服ニ用フル
ヲ廢スルコト等、種々復古ノ御心マシクシカドモ、
孰モ果タシ給ハズシテ崩御アリシハ、寔ニ惜ムベキ
コトナリ。時ニ承應三年九月、御年僅ニ二十二ナリ。
崩御ノ後、先例ニ依リテ火葬シ奉ルベカリシニ、魚商八
兵衛ト云フ者、之ヲ聞キテ、御志ノ空シクナランコト
ヲ傷ミ、仙洞後宮ヲ始メ、諸有司ノ門ニ奔走シテ、火葬
ヲ停メラレンコトヲ請ヒシカバ、此議ニ從ヒテ、土葬

シ奉レリトゾ。

註。替。縉紳。屠。克。靜。髮。孰。奔。

第二課 德ニ進ム道

人ハ幼時ヨリ、父母長上ノ教訓ヲ遵奉シ、古聖賢人ノ言
行ヲ標準トシ、之ヲ其身ニ行ハンコトヲ期スベシ。
父母長上ハ、吾等ニ先チテ生レ、吾等ノ後來遭遇スベキ
事ハ、已ニ經驗アル人ナレバ、其教誨ハ、皆吾等ノ遵守
スベキ道ナリ。聖賢ハ、其學識德行、世ニ勝レタル人ナ
レバ、吾等之ニ倣ヒテ、其地位ニ進マンコトヲ勉メザ
ル可ラズ。

又、人ハ平生見聞スル所ニ從ヒテ、心ノ移リ易キモノナ
レバ、善良ナル人ヲ擇ビテ、之ト交ハリ、能ク其言ヲ聽
キテ、己ノ過ヲ改ムベシ。

貝原益軒曰ク、人ノ目ハ百里ノ遠キヲ見レドモ、其睫ヲ
見ズ。明鏡ト雖、其背ヲ照サズ。コ、ヲ以テ、人、智アリト
雖、我身ノ過ヲ知り難シ。故ニ、君子ノ學ハ、專我身ヲ省
ミ、人ノ諫ヲ聽キ、過ヲ知りテ改ムルヲ旨トス。

又曰ク、常ニ心ノ内ヲ顧ミテ、一點ノ私慾邪念アラバ、速
ニ之ヲ去ルベシ。私慾トハ、名聞ヲ好ミ、利分ヲ好ミ、貨
ヲ好ム類、並ニ耳目口體ノ好ム所ニ私スルヲイフ。邪

念トハ、人ヲ虐ゲ、人ト怒リ争ヒ、我身ヲ高ブリ、人ヲ侮
リ、人ヲ猜ミ、人ニ詔ヒ、人ヲ欺キ偽ル類ヲイフ。是皆邪
念ノ心ナリ。若シ是等ノ事、露バカリモアラバ、速ニ之
ヲ去ルベシ。又氣質ノ偏アラバ、之ニ克ツベシ。氣質ノ
偏トハ、生レ付キニ、片落ナル所アルヲイフ。氣ノ荒キ
則ト躁シキト、又柔カ過ギテ弱キト、或ハ早過ギタルト、
鈍ク緩スギタル類、或ハ生レツキ、怒多ク、慾多キ類ヲ
イフ。

スベテ、自省ミテ、己ノ思想、言行ヲ考ヘ、其過ヲ去リテ、正
シキニ遷ルハ、徳ニ進ム良法ナリ。故ニ、古人ハ自戒ム

院 秘學 卷之十一 三十一 學 習

ベキ事項ヲ壁上ニ掲ゲ、朝夕之ヲ見テ其思想言行ヲ
正シ、モノ少カラズ。準。眩。鏡。虐。猜。諂。鈍。

第三課 池田光政

池田光政、幼ニシテ學ヲ好ミ、善ク人言ヲ容ル。封ヲ襲ギ
テ、國ニ就クニ及ビ、勵精シテ治ヲ圖リ、教化洽ク行ハ
レケレバ、海内傳唱シテ明君トナセリ。
或時、國ヲ治ムル術ヲ板倉勝重ニ問ヒケルニ、勝重曰ク
「予常ニ訟獄ニ從事シ、治國ノ事ハ未之ヲ學バズ」ト、光
政之ヲ強フルニ及ビ、勝重答ヘテ曰ク「治國ノ道ハ、譬

ヘバ味噌ヲ重箱ニ入レ、匙ヲ以テ之ヲ取ルガ如クナ
ルベシ」ト、光政良久シク默思セシガ、更ニ問ヒテ曰ク、
「其届カザル處ハ、如何スベキカ」ト、勝重嘆ジテ曰ク、公、
明敏、人ニ過グ。恐クハ、苛察ニ失セン。國ヲ治ムルコト、
寛ナラザレバ、人心ヲ得ルコト能ハズ。故ニ之ヲ以テ
答ヘシナリ。抑予人ヲ閱スルコト多シ。然リト雖、弱齡
ニシテ心ヲ國家ノ事ニ用フルコト、公ノ如キ者ヲ觀
ズ」ト。

嘗テ、自孝、經爭臣ノ章ヲ講ジ、老臣ニ謂テ曰ク、卿等宜シ
ク心ヲ此章ニ用ヒ、吾ニ不善アラバ、諫爭シテ憚ルコ

學習 初學 卷之十一 三十一 五 學 習

ト勿レト、中川謙叔進ミ
 テ曰ク、主公ノ言、此ニ及
 ブハ、實ニ國家長久ノ兆
 ナリ。然レドモ、主公常ニ
 威嚴アリ、而シテ痘痕面
 ニ滿ツ。其憤怒シ給フニ
 及ビテハ、畏ルベクシテ
 近ヅク可ラズ。之ヲ以テ
 諫ヲ求メ給フトモ、誰カ
 能ク言ヲ盡サン。希ハク



ハ、少シク顔色ヲ和ゲテ、諫者ニ接シ給フベシト、光政
 悦ビテ此言ヲ納ル。

平生節儉ヲ尙ビテ、華麗ヲ好マズ。布袴ヲ穿テ、垢衣ヲ著
 セリ。一老臣、嘗テ珊瑚ヲ以テ緒締トナセル巾著ヲ佩
 ビシニ、光政見テ憚バズ。別ニ自巾著ヲ製シ、無患子ヲ
 緒締トナシテ與ヘケレバ、老臣慚謝シテ、珊瑚ノ緒
 締ヲ廢セリ。是ヨリ、國中珊瑚ヲ用フルコト、遂ニ止
 ミヌ。

安藝侯、嘗テ江戸ヨリ國ニ歸ル時、海上ニテ風ニ遇ヒ、船
 漂ヒテ備前ニ着ケリ。侯、兒女ノ歌謠ヲ聞キ、其閭巷ノ

院
初學
世
學
習

歌曲ト異ナルヲ恠ミ、人ヲシテ其歌詞ヲ認メシメシニ、即チ孝經中ノ語ヲ少ケレバ、其教化ノ普及セルヲ察シ、深ク感嘆セリトイフ。

洽。獄。憎。匙。苛。予。閱。觀。兆。痘痕。希。袴。緒。謠。閨巷。詞。

第四課 那波觚

那波觚ハ、活所ト號ス。播磨ノ人ナリ。年十八ノ頃、京師ニ出デ、藤原惺窩ノ門ニ入り、夙ニ重名アリ。學成リテ後、紀州侯徳川頼宣ニ仕フ。人ト爲リ、剛直ニシテ苟合フコトヲ求メズ。仕ニ就クニ及ビ、能ク謬ノ節ヲ盡

クセリ。

頼宣、勇武人ニ過ギ、新ニ佩刀ヲ得レバ、必人ヲ斬リテ、其利鈍ヲ試ム。嘗テ一名刀ヲ得、死罪ニ該ル者ヲ執ヘテ、之ヲ斬リシニ、左右交之ヲ稱讚セリ。觚獨擧蹙シテ言無シ。頼宣問テ曰ク、漢土ニモ亦此ノ如キ利刀ト名手トアリヤ。ト、觚曰ク、龍泉、大阿、干將、莫邪ノ類、皆彼邦ノ名器ニシテ、其銳利君ノ刀ニ讓ラズ。然レドモ、人君、手ヅカラ罪人ヲ斬リテ自快シトスルモノハ、桀紂ノ如キ暴虐ノ主ノミ。吾邦ニハ、罪人ヲ斬ルヲ職トスルモノアリテ、穢多ト稱ス。人之ニ齒スルヲ恥。今君封侯

學習 初學 文 七 七

幽汀ノ門ニ入り、黽勉刻苦シテ、技倆大ニ進ミ、竟ニ一
 派ヲ創メテ、名聲世ニ隱レナキニ至レリ。
 嘗テ、鷄ヲ畫クニ當リ、其神采活潑ノ妙ヲ寫サント欲シ、
 日々祇園社ニ至リテ、群鷄ヲ凝視シ、佇立シテ動カザ
 リシカバ、知ラザル者ハ、之ヲ見テ痴漢トナセリ。應舉
 人言ヲ顧ミズ。此ノ如クニシテ懈ラザリシガ、一日忽
 悟ル所アリ、歸リテ毫ヲ染ムルニ、躍如トシテ、眞ニ迫
 ル。乃之ヲ祇園社ニ獻ジ、日ニ社前ニ詣リテ、人ノ批評
 スル所ヲ聞クニ、其妙技ヲ嘆美セザル者ナシ。偶、一老
 人アリ、獨語シテ曰ク、運筆妙ナリト雖、時季ヲ辨ゼズ

ト、應舉之ヲ聞キ、追踪シテ老人ノ家ニ到リ、酒肴ヲ饒
 リテ、懇懃ニ教ヲ乞ヒ、竟ニ春秋ニヨリテ、毛色ニ變化
 アル事ヲ知レリ。

又嘗テ臥猪ヲ畫ク時、偶、人
 アリ。八瀬ノ竹林ニ、一猪
 ノ來リ臥スヲ告ゲ、レ
 バ、應舉直ニ往キテ之ヲ
 寫シ、後鞍馬ヨリ來ル賣
 炭翁ニ、示シ、ニ、翁ヲ見
 シテ「是ハ病メル猪ナリ」



院
毛見エザレバ、病猪ナルコトヲ知レリト。
後、八瀬ヨリ來リシ人ニ就キテ尋ネシニ、彼ノ猪ハ、果シ
テ竹林ノ中ニ死セリトゾ。是ニ於テ、應舉更ニ眞ノ臥
猪ヲ視テ、之ヲ寫シ、世ノ喝采ヲ得タリトイフ。
應舉ノ、心ヲ繪事ニ用フルコト、概此ノ如シ。其畫風一世
ニ冠絶シ、聲譽遠ク今日ニ及ベルコト、亦宜ナラズヤ。
汀。鼈。雞。潑。佇。痴。批。餽。豎。

第六課 繪畫ノ由來

繪畫ハ、上世ヨリ有リタレドモ、其法ノ具ハルニ至リシ
ハ、三韓交通ノ後ナリ。
雄略天皇ノ御代ニハ、百濟ヨリ畫師ヲ貢シ、崇峻天皇ノ
御代ニモ、畫工ヲ獻ゼシガ、專佛像ヲ寫スコトヲ主ト
セリ。爾後、佛教ノ盛ナルニ從ヒテ、繪畫モ大ニ行ハレ
タリ。
唐ノ畫法ヲ傳フルニ及ビ、佛畫ハ益巧ニナリテ、佛繪師
ト稱スル者、起ルニ至レリ。然レドモ、山水人物ニ巧ナ
ルモノ、モ亦少カラオ。
清和天皇ノ御代ニ及ビテ、巨勢金岡出ヅ。金岡ハ畫ヲ以

學習刀是女六
十一
十
七

院
禪
學
之
卷

テ五朝ニ仕へ、妙技一世ニ高ク、後人稱シテ和様畫ノ宗トナス。賢聖障子ハ、即金岡ノ畫ク所ナリ。

後村上天皇ノ頃、可翁トイフ僧アリ。嘗テ元ニ入リテ、傳彩墨畫ノ法ヲ學ビ、始メテ宋元ノ畫法ヲ傳フ。

其後、雪舟出ヅ。雪舟ハ備中ノ僧ナリ。明ニ入リテ畫法ヲ學ビ、最山水ヲ善クス。其妙處ニ至リテハ、之ヲ天性ニ

得テ、古人ノ跡ヲ踐マズ、世以テ神品トナセリ。可翁以下、傳フル所ノ畫ハ、皆北宗ニシテ、多クハ墨畫ナ

リ。後世之ヲ漢畫トイフ。當時、日本畫ニテ有名ナルハ、土佐光信ナリ。是ヨリ先、土

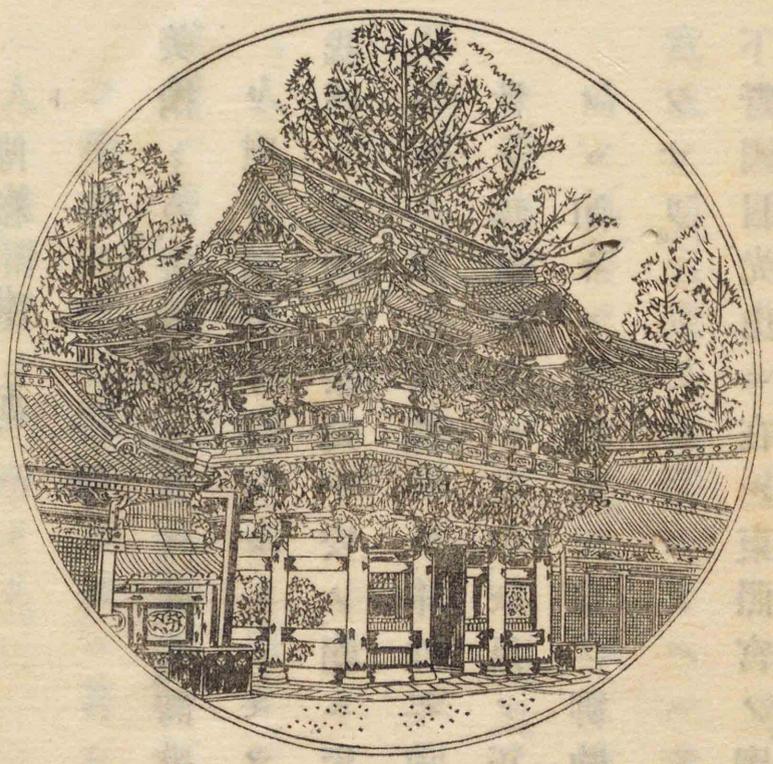
佐氏ハ十餘世ノ間、畫ヲ以テ職トセシガ、光信ニ至リテ、其巧妙ヲ極ム、後世稱シテ土佐繪トイフ。

光信ニ繼ギテ、狩野元信出デ、漢畫ト日本畫トヲ折衷シテ、一派ヲ開ケリ。支那人之ヲ見テ、日本五百年來、此品ナシトイヘリトゾ。

元信ノ玄孫ヲ守信ト稱シ、探幽齋ト號ス。別ニ新意ヲ創メ、其畫風一世ニ卓絶シケレバ、是ヨリ、狩野派ハ守信ヲ以テ法トナセリ。

狩野派ヨリ出デ、別ヲ一家ヲ成ス者ヲ、緒方光琳、圓山應舉トス。光琳ノ畫ハ、金銀泥ヲ雜ヘテ彩色シ、應舉ノ

院
不
學
本



ノ術、何レモ巧妙ヲ
竭サマルハナク、金
碧熒煌トシテ、人目
ヲ眩シ、壯麗古今ニ
冠タリ。

漆器、陶器ノ類ニハ、我
國ニテ意匠ヲ凝ラ
シ、精巧ヲ極メタル
モノ少カラズ。蒔繪、
七寶焼ノ類是ナリ。

銅器モ我國著名ノ製造品ニシテ、就中、金銀象嵌ノ類
ハ、其巧妙ヲ極ム。

方今、我國ノ美術ハ、遠ク海外ニ傳ハリテ、到ル處、其巧妙
ヲ稱賛セザルハナシ。サレバ、吾等國民ハ、心ヲ用ヒテ
其進歩ヲ圖リ、將來益、我國ノ名譽ヲ發揚セザル可ラ
ズ。

- 一、花咲き匂ふ吉野の高嶺、紅葉赤き龍田川、赤きは心、
匂ふは姿。大和島根は麗はしや。
- 二、ふりさけみれば、東の空に雪ふりつもる、富士の嶺
は、月日の上に聳えて高し。大和島根は勇ましや。

三、外つ國人も、來りて見よや、都も鄙も、おしなべて、錦
か綾か、美術の園生。大和島根は麗はしや。
奈。鏤。碧。熒煌。眩。嵌。嶺。聳。

第八課 政體ノ沿革

我國ハ、天祖ノ勅ニヨリテ、萬世一系ノ天皇、君臨シ給フ
ガ故ニ、政體ノ大本ハ、古今ニ涉リテ變ズルコトナシ
ト雖、其制度ハ時ニ變更ナキニアラズ。今其梗概ヲ示
スベシ。

神武天皇、踐祚ノ初、皇居ヲ大和國橿原ニ奠メテ、天下ヲ
治メ、功臣ヲ各地ニ封ジテ、地方ノ政ヲ掌ラシメ給ヘ

リ。

紀元一千三百年代、孝德天皇ノ御世ニ及ビ、大ニ從來ノ
制度ヲ改メ、唐制ニ據リテ、郡縣ノ制ヲ定メ、八省百官
ヲ設ケテ、朝政ヲ掌ラシメ、國司郡司ヲ置キテ、地方ノ
政ヲ行ハシメ給ヘリ。之ヲ大化ノ新政トイフ。

一千五百年代ヨリ、藤原氏外戚ヲ以テ、世々權ヲ擅ニシ、
政綱漸弛ビ、地方ノ豪族朝命ヲ奉ゼズ、私ニ兵食ヲ蓄
ヘテ、勢ヲ逞クセリ。然レドモ、公卿ハ兵馬ノ事ヲ賤シ、
武門ニ委子テ顧ミザリシカバ、平氏ハ終ニ藤原氏ニ
代リテ、政權ヲ執リ、專横ヲ極ムルニ及ベリ。

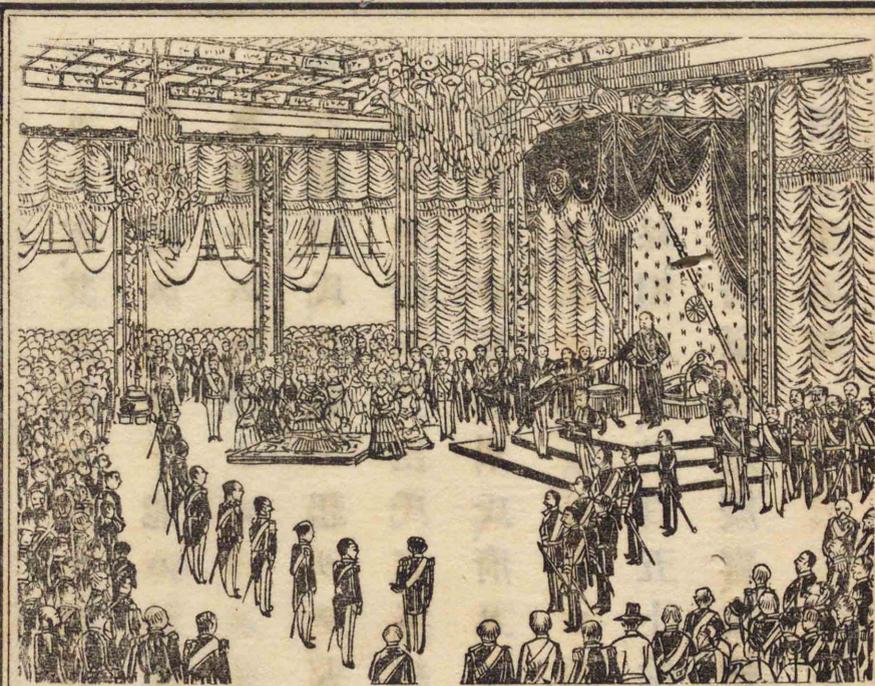
院部
尋デ、源賴朝起リ、平氏ヲ亡ボシテ、幕府ヲ鎌倉ニ開キシ
以來、政權竟ニ幕府ニ歸セリ。時ニ紀元一千八百四十
五年ナリ。

當時、北條氏ハ、鎌倉幕府ノ執權トナリテ、世々政柄ヲ掌
握セシガ、一千九百年代ノ終ニ至リ、後醍醐天皇、其專
横ヲ憤リ給ヒ、之ヲ討滅シテ、建武中興ノ政ヲ施シ給
ヘリ。然ルニ、幾バクモナクシテ、足利尊氏叛キ、別ニ擁
立スル所アリシカバ、南北朝五十餘年ノ争亂トナリ、
足利氏竟ニ天下ノ政權ヲ執ルニ至レリ。
斯クテ、二百餘年ノ間ハ、足利氏大將軍ヲ以テ、政權ヲ執

リシガ、其末路ニ及ビテハ、諸侯ノ勢、漸強クシテ、將軍
之ヲ制スルコト能ハズ。應仁以後ハ、群雄峰起シテ、更
ニ統一スル所ナシ。

時ニ、織田氏、尾張ニ起リテ、天下ノ大半ヲ平ゲシガ、中道
ニシテ、踏レ、豊臣氏之ニ繼ギテ、全國ヲ平定セリ。豊臣
氏亡ビテ後、徳川氏、府ヲ江戸ニ開キテ、政權ヲ執ルニ
至レリ。

其後、子孫相承ケ、二百五十餘年ヲ經テ、天下ノ勢、大ニ變
ジ、時ノ將軍徳川慶喜、政權ヲ奉還ス。時ニ紀元二千五
百二十八年ナリ。



是ニ於テ、維新ノ大業成リ、大政古ニ復シケレバ、今上天皇御即位ノ初メ、萬機公論ニ決スベシトノ御誓文ヲ下シ給ヒテ、大ニ文武百官ヲ改定シ、太政官以下各省ヲ設ケラル。諸侯ノ封土ヲ奉還スルニ及ビ、藩ヲ廢シテ府縣ヲ

置キ、更ニ元老院ヲ設ケ、府縣會ヲ起シ、漸立憲政治ノ普端緒ヲ開カセラレ、明治十四年ニハ、廿三年ニ至リテ國會ヲ開設スベキ詔ヲ下シ給ヒ、十八年ニハ、立憲ノ制度ニ基キテ、官制ヲ改革シ給ヘリ。尋テ、二十二年二月十一日、憲法ヲ發布シ給ヒ、翌年十一月始メテ帝國議會ヲ召集セラレタリ。是ニ於テ、立憲政治ノ基礎全ク成リ、上下一致、益國運ノ隆盛ヲ圖ルニ至レリ。

權。奠。擅。逞。握。擁。陪。

第九課 國法

凡ソ國ノ法令ハ、國民ヲシテ、安寧幸福ヲ得シメン爲ニ、制定セラレタルモノナレバ、國民タル者、須ラク之ヲ遵奉スベシ。

國法ハ、公衆ノ利益ヲ圖ルモノナレバ、一己人ノ利益トハ、或ハ矛盾スルコトモアルベシ。然レドモ、之ヲ以テ國法ニ乖戾ス可キニアラズ、私利ヲ捐テ、公益ニ徇フハ、國民ノ務ナリ。故ニ、如何ナル法令ト雖、恪ミテ之ヲ守ルベシ。

昔、長門國ニ本田總兵衛ト云フ者アリ。天性篤實ニシテ、力ヲ稼穡ニ盡シ、曾テ納税ノ期ヲ愆リシコトナシ。後、

村内ノ世話役ヲ勤ムルニ及ビ、率先シテ部下ヲ導キケレバ、村民皆其風ニ化シ、納税ヲ怠ル者ナキニ至レリ。

又、部下ニ爭論ノ起ル時ハ、懇切ニ理非ヲ説キ論シテ、雙方ヲ慰藉シケレバ、村内ノ民、訴訟ニ及ブコト少ナカリキ。此ノ如ク、總兵衛ハ力ヲ公務ニ盡シ、官命ヲ遵奉セシカバ、藩主ヨリ屢物ヲ賜ヒテ、其善行ヲ表彰セラレタリ。

矛盾。乖戾。恪。稼穡。愆。

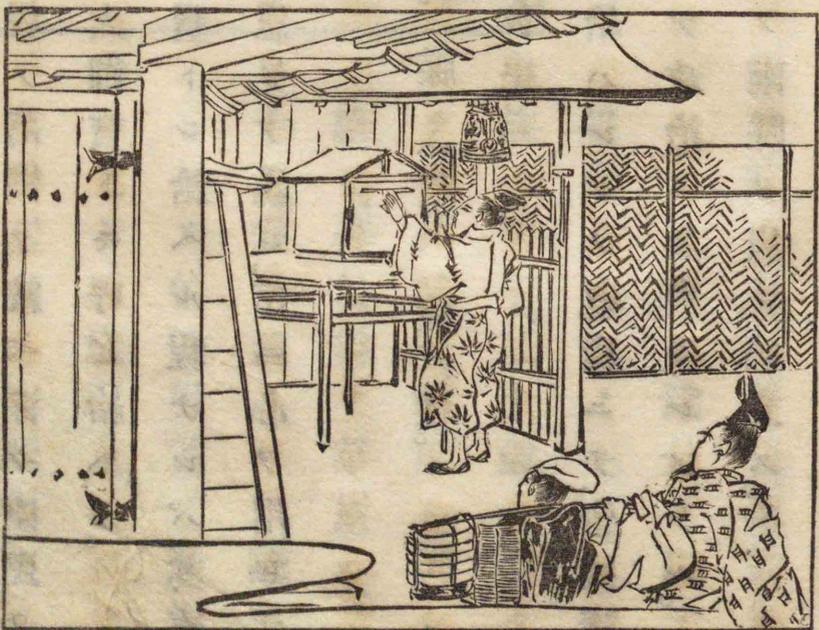
第十課 孝徳天皇

孝徳天皇ハ、舒明天皇ノ同母弟、茅渟王ノ御子ニシテ、皇極天皇ニ繼ギテ、踐祚シ給ヘリ。時ニ紀元一千三百五年ナリ。

御即位ノ初メ、皇甥中大兄皇子ヲ立テ、皇太子トナシ給ヒ、藤原鎌足ヲ舉ゲテ、内臣ニ任ゼラレ、大ニ律令制度ヲ定メテ、新政ヲ施シ、以テ我國中興ノ基ヲ定メ給ヘリ。嘗テ鐘匱ヲ朝ニ設ケ、詔シテ宣ハク「凡ソ愁訴セシトスル者ハ、訴牒ヲ匱ニ納レヨ。味爽、有司ヲシテ、執リテ上ラシメ、朕親ラ年月ヲ記シテ、公卿ト與ニ議セシ。又有司愛憎ヲ挾ミテ、判決直カラザル者アラバ、鐘

ヲ撞キテ其冤枉ヲ訴フベシト。

其後、匱ニ投ジテ訴フル者アリ。曰ク京師ノ作役ニ赴カントシテ、途中、官司ニ抑留セラレ、其私役ニ使ハルト。天皇之ヲ御覽アラセラレ、詔シテ官司ヲ戒シメ、處々ノ雜役ヲ罷メシメ給フ。

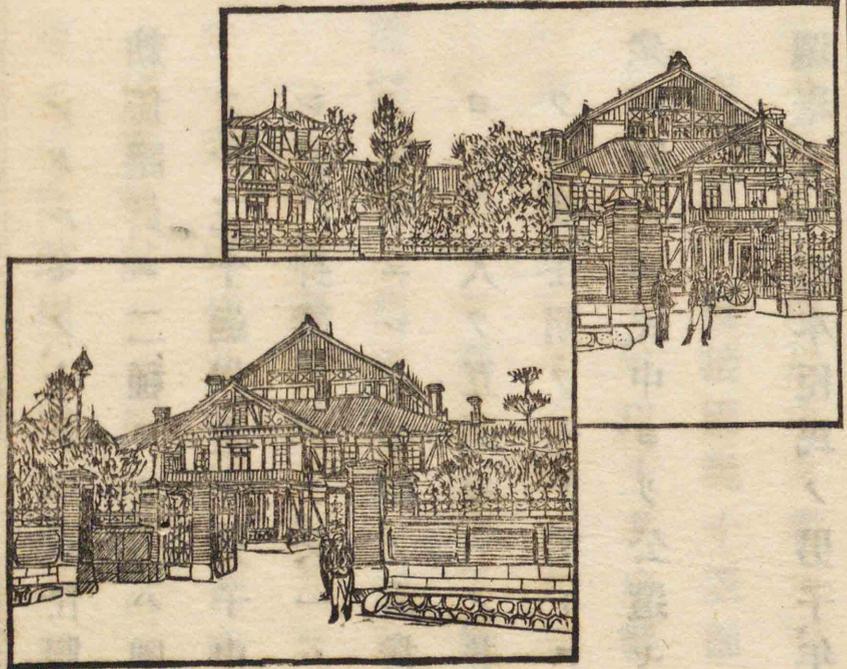


我國ハ、古ヨリ歴代ノ天皇、親ラ萬機ヲ統べ、深ク臣民ヲ愛シ給ヒシカバ、公民ヲ大御寶トモ呼ビ給ヘリ。斯ノ如ク、公民ヲ以テ、國ノ寶トシ給ヘル程ナレバ、其政ニ於テモ、亦深ク臣民ノ意見ヲ重ジ、常ニ心ヲ用ヒテ、民情ヲ察シ給ヘリ。

舒。茅渟。甥。鐘。愁。牒。昧爽。撞。枉。

第十一課 帝國議會

至尊ハ、臣民ノ幸福ヲ進メ給ハントノ叡慮ニテ、帝國議會ヲ設ケラレ、臣民ヲシテ政治ニ參與セシメラル。帝國議會ハ、貴族院、衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス。



貴族院ハ、皇族、華族、及勅任セラレタル議員ヲ以テ、組織スルモノトス。

皇族ノ男子、二十歳ニ達セラル、時ハ、議席ニ列シ給ヒ、公侯爵ノ華族ハ、二十五歳ニ達スレバ、議員トナリ、伯子男爵ノ華族ハ、二十五歳以上ニシテ、同爵者中ヨリ、選舉セラ

院
藤樹ノ母
勸メテ其請ヲ容レシム。是ニ於テ、始メテ藤樹ノ門ニ
入ルコトヲ得タリ。
會、父一利、江戸ニ適キテ、仕ヲ求ム。了介乃チ弟妹六人ト
共ニ、母ニ事ヘケルガ、家甚貧シク、僅ニ糟糠ヲ以テ飢
ヲ凌ギ、紙衾ヲ以テ寒ヲ防グ程ナレドモ、常ニ經義ヲ
講習シテ、貧苦ノ中ニ晏如タリ。
時ニ、光政、了介ノ賢ニシテ、國家ヲ治ムルオアルヲ思ヒ、

屢之ヲ招ク。了介、乃再備前ニ至リシニ、光政大ニ喜ビ、
委ヌルニ國政ヲ以テシ、祿三千石ヲ賜フ。時ニ年二十
九ナリキ。

承應三年、備前大水アリ。光政、府帑ヲ開キテ賑給スレド
モ、猶足ラズ。了介、江戸ニ到リ、幕府ニ請ヒテ、黄金四萬
兩ヲ借り、大ニ窮民ヲ賑ハセリ。尋デ明曆元年ノ飢饉
又ニモ、了介、自境内ヲ巡按シテ、日夜息ハズ、専心ヲ救濟
ニ盡シ、カバ、民因リテ飢餓ヲ免レシモノ多シ。
是ヨリ先、岡山近傍ノ村落、盛夏ノ頃、毎ニ水ノ涸ル、ニ
困メリ。了介曰ク、是諸山ニ雲雨ヲ醸スベキ森林ナキ

ヲ以テナリト、乃壯丁ヲ徵發シテ、松樹數千株ヲ半田
龍口諸山ニ植エシメシニ、歲ヲ逐ヒテ繁茂シ、後永ク
旱涸ノ患ヲ絶テリ。
又令ヲ下シテ、水源ノ樹木ヲ伐ルコトヲ禁ジテ曰ク、山
ニ樹木無ケレバ、雨水保タズ、直ニ土砂ヲ流シテ、河ヲ
埋ムト、其他學校ヲ興シ、淫祠ヲ毀テ、武備ヲ嚴ニシ、節
義ヲ表彰セシガ如キ、其治績一トシテ觀ル可ラザル
ハナシ。是ニ於テ、了介ノ名聲、一時ニ高ク、嘗テ光政ニ
從ヒテ、江戸ニ至リシニ、諸侯爭ヒテ之ヲ招キ、禮遇殊
ニ厚カリキトゾ。

了介ハ、已ニ斯カル名譽ヲ得タレド、其頃ヨリ同僚ト善
カラズシテ、自安ンゼザルコトアリケレバ、三十九ノ
年、祿ヲ辭シテ、京都ニ到リ、後去リテ明石ニ隱ル。明石
侯松平信之、曾テ了介ヲ師トセシカバ、之ヲ遇スルコ
ト極メテ厚ク、
信之ノ古河ニ
移ルニ及ビ、了
介モ亦之ニ從
ヘリ。



貞享四年、了介、封

ものをいふ。供用林には、松、杉、檜、樅、檜、樺、樟、栗等、建築又は燃料に供すべき樹木あり。我國にて、良林に富めるは、東山道を最とす。就中、木曾は、古來有名なる山林にして、檜、樺、松、杉、櫟等の巨木、鬱蒼として繁茂し、木質の堅緻なること、全國に冠たりといふ。又其伐採したる木材は、木曾川に依りて四日市、桑名等に廻送する便あり。此他、岐阜、群馬、栃木、秋田、青森等の諸縣、孰も著名なる山林多し。東海道は、東山道に次げる林地にして、三重、静岡、山梨等

良材を産する地少からず。其中、特に有名なるは、三重縣、多氣郡に在る山林なり。此地、山谷峻深にして、數里の間、樹木密生し、檜、樅、樺、榿等の良材多く、此等の材は、宮川より海に下すなり。畿内には、大和の吉野、南海道には、紀州南北牟婁郡、九州に、宮崎縣の山林あれども、共に東山道に比すれば、及ばざるを遠し。又北海道の山林は、區域極めて廣大にして、巨材に富み、其種類、内地と異なるもの多し。

薪。樅。檜。燃。櫟。阜。榿。榿。婁。

第十四課 中島藤右衛門、公益を廣む

中島藤右衛門は、常陸國久慈郡諸澤村の人なり。資性剛毅にして、施與を好めども、曾て其報を望まざりき。久慈郡の西部は、群巒圍繞して、森林多く、就中、保内郷と稱する四十二村の如きは、山嶺重疊の間に、聚落をなし、土地磽确にして、穀菜に乏しく、一多び天災に遭ふ時は、全郷忽飢うるを常とせり。

藤右衛門、之を憂ひて、謂へらく、亂峯巉崑の地、耕耘を以て、生を營む可らず、宜しく一物産を興して、郡民生活の資に供すべしと。而して當時此地に適する物産は、

蒟蒻を以て第一とす。然れども、栽培する者、日に多く、價格漸低落し、々るを以て、細民の艱苦殊に甚し。

是に於てか、之を救濟する道を講ぜざる可らず、而して其道唯販路を擴張せるにあるのみ。販路を擴張せんには、先づ其磊々ある塊根を化して、運輸し易からしめざる可らず。藤右衛門が此方法を案出せんとの志を起し、は、實に寶曆九年十月なり。

爾來、刻苦して其法を求むるまこと、殆ど十餘年に及べり。一日、藤右衛門出で、田圃を耕すに、適畦畔に一白塊あり。把きて之を見れば、即蒟蒻の塊根、歛ふ觸れて傷

院
初學
十一
學
習
院

き、久しく風日に曝れ、自乾燥しあるものなまき。
藤右衛門、熟之を視て、忽悟る所あり。急小家に歸りて、貯
藏せる塊根を執り、切りて薄片とふし、日に曝して粗
く碎き、而る後、石磑を以て之を挽き、粉末とふして、褐
腐を製せしに、其味頗佳良なまければ、藤右衛門、宿志
の成るに近きを知りて、大に喜べり。
然るども、其製法は甚迂遠なるを以て、更に水車を用ひ
て、製粉をるを發明し、販路を奥羽諸國に求めし
に、其事の新奇なるを以て、人之を信ぜず、購買をるも
の甚少るをければ、大に損耗を招けり。されども、藤右

衛門は、之が爲に毫も屈撓せず、益資力を竭して、販路
を擴張せしにより、漸世人の信用を得て、通邑大都、人
烟稠密の地に於ては、之を用ひざることなきに至る
余り。
販路漸廣まるに隨ひて、利潤を増し、栽培者の數を加へ、
終に一家毎に栽ゑ、戸毎に造りて、一年の産額三十萬
兩に達し、一郷爲に富めりと云ふ。
巒。疊。磽确。嶮嶺。耘。蒟蒻。販。圃。畦畔。曝。
燥。磑。挽。腐。迂。稠。
第十五課 鑛業

學習
切學
本
十一
二十六
學
習
院

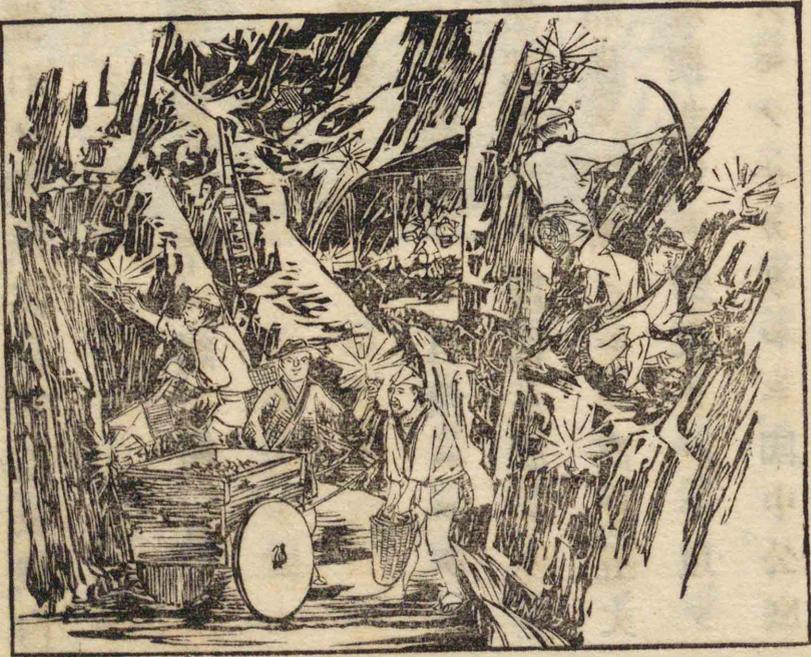
採鑛ノ業ハ、鑛山ヲ穿チテ、深ク地中ニ入り、鑛石ヲ採掘シテ、之ヲ地上ニ運搬スルナリ。坑内ハ暗黒ナルヲ以テ、坑夫ハ常ニ燈火ヲ點シテ、業ヲ執レリ。スベテ坑内ハ、空氣ノ流通惡シキ故ニ、坑道ノ外、別ニ氣道ヲ設ク。又坑内ニハ水多キガ故、器械ヲ裝置シテ、下底ニ溜溜セル水ヲ排除スルナリ。

金屬ハ、概他物ト化合セルガ故ニ、之ヲ熔冶スル術、種々アリトイヘドモ、大抵鑛石ヲ碎キ、或ハ火ニテ熔解シ、或ハ水ニテ淘汰シテ、分析スルモノナリ。

我國ニハ、鑛山多ク、人生ニ必用ナル鑛物ハ、産セザルモ

ノ幾下罕ナリ。而シテ其最重要ナルモノヲ、金、銀、銅、鐵、錫、鉛、アンチモニー、硫黃、石炭、陶土及水晶、瑪瑙、花崗石、石灰石等トス。就中、銅及石炭ハ、其産額多クシテ、外國ニ輸出スルコト少カラズ。

全國中、鑛山ノ著名ナルモノハ、佐渡ノ金山、生野ノ



銀山、足尾及別子ノ銅山、釜石ノ鐵鑛、高島、三池、及幌内ノ炭山等ナリ。

掘。搬。坑。瀝。排。鑄。淘汰。罕。錫。鉛。晶。

瑪瑙。崗。

第十六課 大佛ノ造營

奈良ノ東大寺ニ在ル大佛ハ、我國第一ノ巨像ニシテ、今ヨリ一千百四十餘年前、聖武天皇ノ御代ニ成レリ。金銅ヲ以テ鑄造セル廬舍那佛ノ坐像ニシテ、高サ五丈アリ。初メ之ヲ造ル時、其規模非常ニ宏大ナルヲ以テ、當時ノ鑄工、敢テ手ヲ下スモノナカリシニ、國中公磨



トイヘル人、頗巧思アリテ、竟ニ之ヲ成就セリ。

大佛ノ鑄造ハ、唯

後代ニ奇觀ヲ

殘シ、ノミナ

ラズ、又我國鑄

造ノ業ニ、一段

ノ進歩ヲ促シ

タルモノナリ。

嘗テ平重衡、東

大寺ヲ攻メシ

院
秘學
十七之卷
學
習
院

時、大佛兵燹ニ罹リテ、破損セシカバ、歸化ノ支那人、陳和卿ニ命ジテ、之ヲ修復セシメタリ。

聖武天皇ハ、深ク佛法ニ歸依シ給ヒ、經文ヲ寫シ、僧尼ヲ度シ、殺生ヲ禁ジ、罪人ヲ赦シ給フ類、概虚日ナカリキ。猶諸國ニ令シテ、國分寺ヲ設ケ、各、七重ノ塔ヲ建テ、丈六ノ佛像ヲ安置セシム。因リテ、奈良ニ東大寺ヲ建テ、總國分寺トシ、金銅廬舍那佛ヲ造營シテ、其本尊ト爲シ給フ。是レ大佛ノ成リシ所以ナリ。

當時、工藝技術ノ進歩ハ、概佛法ノ興隆ニ伴ヒ、現今東大寺、法隆寺等ニ藏スル精妙ノ寶物ハ、此御代ニ成リシ

モノ多シ。

廬。衡。夔。陳。

第十七課 和氣清麿公

孝謙天皇、深ク僧道鏡ヲ寵シ給ヒシヲ以テ、太宰ノ主神、中臣習宜阿曾麿、道鏡ニ詔ヒテ、宇佐八幡ノ託宣ヲ承ケタリト稱シ、天位ヲ道鏡ニ禪リ給ハシ、天下泰平ナラント奏セリ。天皇、乃和氣清麿ニ命ジ、更ニ神教ヲ請ハシメ給ヘリ。

清麿公、發スルニ臨ミ、道鏡眼ヲ瞋ラシ、劍ヲ按ジテ、曰ク「大神、吾ヲシテ位ニ即カシメント欲ス。汝、宇佐ニ詣リ

學習
初學
文
二十九
完



テ神教ヲ奉ジ、吾ヲシテ
欲スル所ヲ得シメバ、汝
ニ太政大臣ヲ授ケン、若
シ我意ニ違ハ、重刑ニ
處セン」ト。

既ニシテ、公宇佐ヨリ歸リ、
神教ヲ奏シテ、曰ク「我國
家開闢以來、君臣ノ分定
マレリ。臣ヲ以テ君トセ
シコト、未コレアラズ。天

津日嗣ハ必皇緒ヲ立テヨ、非望ヲ覬覦スル者ハ、速ニ
誅戮スベシ」ト、道鏡大ニ怒リ、公ノ官ヲ褫ヒ、氏名ヲ別
部穢麿ト改メテ、大隅國ニ流セリ。

參議藤原百川、其忠烈ヲ愍ミ、己ノ封ヲ割キテ、公ニ贈レ
リ。明年二月、公、配所ヨリ上書シテ、再、太神ノ託宣ヲ奏
ス。

孝謙天皇崩シ、光仁天皇、即位シ給フニ及ビ、道鏡ヲ下野
ニ竄シ、公ヲ召シ還シテ、官位ヲ復シ給ヘリ。後累進シ、
テ從三位ニ至リ、延暦十八年、六十七歳ニテ薨ス。
公、族人ノタメニ學校ヲ立ツル志アリシカド、果サズシ

院
初學
卷
學
習

テ薨ス。公ノ子廣世、遺志ヲ繼ギテ弘文院ヲ建テ、藏書
數千卷、墾田四十町ヲ置キテ、教育ノ資ニ充ツ。又嘗テ、
田一百町ヲ、郷里備前國ニ墾キテ、永ク賑給ノ資トナ
セリ。

嘉永中、詔シテ正一位ヲ贈リ、護王大明神ノ號ヲ賜ヒ、明
治七年、別格官幣社ニ列セラレタリ。
禪。闢。覬覦。褻。惑。竄。

第十八課 有王ノ忠悃
治承ノ頃、法勝寺ノ執行俊寛ノ侍童ニ、有王ト云フ者アリ。
主ニ仕ヘテ其難ヲ辭セズ。至情天性ニ發シテ、能ク

人ヲ動かセリ。

俊寛、嘗テ平氏ヲ圖ラント欲シ、有志ヲ鹿ガ谷ニ會シテ
密議セリ。會事泄レテ藤原成經、平康賴ト共ニ、硫黃ガ
島ニ竄流セララル。三年ノ後、成經、康賴ハ共ニ釋サレテ、
都ニ還リシカドモ、俊寛ハ獨留メラレテ、尙島ニ在リ。
有王、主ニ別レテ以來、日々社寺ニ詣デ、主ニ遇ハンコ
トヲ懇禱セリ。斯クテ四年ノ後ニ至リ、京師ヲ出デ、
先奈良ニ在ル俊寛ノ女ヲ訪ヒ、其書ヲ携ヘテ、遠ク硫
黃ガ島ニ向ヘリ。

海山千里、具ニ酸苦ヲ嘗メ、辛ウジテ彼ノ島ニ達シ、俊寛

ヲ見ルニ、顔色憔悴シテ、形容枯槁シ、殆ド舊時ノ態ナシ。有王、嗚咽シテ言フコト能ハズ、纔ニ別後ノ情ヲ述ベ、且慰藉シテ曰ク、吾ガ生ノ在ラン限リハ、此島ニ在リテ奉侍スベシ、願ハクハ意ヲ安ンジ給ヘト。

是ヨリ、夙夜拮据シテ、俊寛ヲ養ヘリ。翌年二月、俊寛病ニ罹リケレバ、有王側ヲ離レズ、看護懇到ナリシカドモ、愈エズシテ、竟ニ逝ケリ。是ニ於テ、火葬シテ遺骨ヲ拾ヒ、袋ニ盛り、頸ニ懸ケテ、京師ニ歸リ、更ニ奈良ニ在ル俊寛ノ女ヲ訪ヒテ、之ヲ示シ、ニ、女悲ミニ堪ヘズ、剃髮シテ尼トナレリ。有王モ亦高野山ニ入りテ僧トナ

リ、主ノ遺骨ヲ、奥ノ院ニ納メテ、厚ク之ヲ吊ヘリ。

嗚咽。憔悴。槁。拮据。逝。頸。剃。

第十九課 和歌

歌は聲調を整へて、人の感情を言ひ表はすものにて、我國には神代より已に行はれたり。概五言七言にて句をなし、十句二十句に至るを長歌と云ひ、五句三十一字なるを短歌と云ふ。今に傳はれるものにては、素盞鳴尊の歌を最古とす。

八雲たつ出雲八重垣妻ごみに
八重垣つくるるの八重垣を

文武天皇の御代の頃より、和歌益盛にして、名人多く、柿本人麿、山邊赤人、最高妙と稱し、歌聖と呼ばる。當時の高貴の人のみならず、卑賤の男女、ゆでも、巧に詠むもの多かりき。萬葉和歌集は、此時代の人々の歌を纂めたるものなり。

桓武天皇、都を山城に遷し給ひし頃より、詩を賦とることを盛に行はれて、和歌は大に衰頽せしかば、醍醐天皇之を嘆かせられ、紀貫之、凡河内躬恒等に勅して、古今和歌集を撰ばしめ給へり。是より於て、和歌復盛ふ行はる。

武家勢を得る頃より、文學大に廢れども、和歌ハ特に盛ふして、藤原俊成、藤原定家、僧西行等、有名なる歌人多く出でたり。

足利氏の季より、争亂相つぎしかば、歌道漸衰へ、傑作も亦寥々たりしが、徳川氏の時に及び、僧契沖、賀茂真淵、本居宣長の如き國學大家、前後に輩出し、之を振起するに及び、歌道益盛になれり。

柿。寥。契沖。

第二十課 本居宣長

本居宣長は、伊勢國松坂の人なり。幼より才氣人不勝れ、

院
初學
十一
之
卷
好みて先輩の歌集を讀み、強記絶倫なまき、稍長じて
京師に到り、儒學及醫術を學び、共ふ之を善く好み、嘗
て同友と相會し、誓ひて曰く、吾れ學を以て天下に冠
たらざんば、再足下と相見じや、既にして郷に歸り、醫
を以て業とす。
偶、賀茂眞淵が著す所の書を讀みて、大に感じ、遂に眞淵
の門に入れり。時に眞淵江戸に在りしかば、宣長、書信
茂以て教茂請ひ、史書、律令、諸家の記録、歌物語の類、悉
涉獵せざるはなし。

當時、國學は荷田春滿、賀茂眞淵等の大家に依りて、漸勃

興の氣運に向ひしに、春滿は、律令を研究し、古道茂恢
復するを以て主とし、眞淵は、力を古語の研究に專に
し、皆未神典に及ぶ暇なかりしに、特り宣長を心を之
に潜め、刻苦經營して、古事記傳四十四卷を著せり。此
書を考證精密にして、本邦の國體及風俗言語等、皆明
亮に説き示さざるはなし。

古事記の元明天皇の御代、太安麻呂に勅して、撰ばしめ
られ、ある我國最古の史書にして、多く古傳古語を存
し、甚貴重をべきものなれども、之を説くこと極めて
困難なるを以て、古來其解説を大成せしものなかり

しに、宣長の著書出づるふ及び、千古の疑惑を氷解し、後人を益せしこと少ららず。當時、宣長の名聲漸高く、來りて教を乞ふもの、數百人ふ及ぶ。後、國學を以て紀州侯徳川治寶に仕へしむ、寵遇殊ふ厚く、遂ふ國政を諮詢せらるゝふ至れり。又嘗て、講筵を京都ふ開きしふ、生徒の集る者頗多く、公卿縉紳も來聽せり。嘗て馭戎慨言を著りして、古來外交の得失を論ぜしふ、其書叡覽を辱くせり。宣長、享保十五年に生れ、享和元年ふ歿す。年七十二。遠近の門人來會して、厚く之を葬れり。

宣長、平生勤勉ふして、寸陰を惜めり。醫を以て業せし時、病家を訪問するふ、毎に輿中に在りて書を讀み、又解し難きことあるときは、寢食を忘るゝふ至れり。著書甚多く、皆世に行はる。其論ざる所は我國の古道を發揮し、自國を尊び、外國を排し、且佛儒を斥くるふ在り。其他語格を定め、



音韻を正し、が如き、國學小功あること、勝けて算ふ可らず。

其勃。恢。亮。筵。馭戎。斥。韻。

第二十一課 武士道

我國人ハ、古ヨリ氣風勇敢ニシテ、廉恥ヲ尙ビ、難ニ臨ミテ苟免レズ、死ヲ視ルコト、歸スルガ如キモノ少カラズ。其慷慨義烈ノ行、一ニ天性ニ出ヅ。所謂武士道ノゴトキハ、此氣風ノ大ニ武士ノ間ニ發揮セルモノナリ。武士道ニ於テ最重ンズル所ハ、忠孝、廉恥、武勇、義俠トス。

サレバ、君父ノ爲ニハ、如何ナル艱難辛苦ヲモ辭セズ、假令、身命ヲ失フトモ、忠孝ヲ全クスルヲ以テ名譽トセリ。故ニ、戰場ニ臨ミテハ、進ミテ死ヌルヲ榮トシ、退キテ生クルヲ求メズ、主將ノ爲ニハ、火ニ入り、水ニ投ズルヲモ、敢テ憚ラズ。

木曾義仲ノ臣、今井兼平ハ、粟津ノ戰ニ死力ヲ盡シテ、奮戦シタレドモ、衆寡敵セズ、竟ニ勝ツ可ラザルヲ察シ、義仲ニ勸メテ、自殺セシメ、自大刀ヲ提ゲテ、馬ニ跨リ、呼ビテ曰ク「日本一ノ剛ノ者、主ノ御件ニ自害ス。見習ヘヤ、東八ヶ國ノ殿原」ト、刀鋒ヲ脚ミ、逆ニ馬ヨリ墮チ

院
初學
十一
院

テ死セリ。此ノ如キ勇壯ノ死ハ、當時士人ノ最稱賛スル所ナリキ。

又常ニ信義ヲ重ンジ一タビ約シタルコトハ、決シテ之ニ違反セズ、諺ニモ、武士ニ二言ナシトイヘリ。スベテ、不義ノ行ヲ惡ミ、聊ニテモ、忠孝ノ道ニ欠クル所アルカ、又ハ貪慾怯懦ノ行アル者ハ、武士ノ面目ヲ汚セリトテ、共ニ齒スルヲ慚ヂタリ。

武勇ハ、殊ニ貴ブ所ニシテ、飢寒ヲ苦トセズ、喜戚ヲ色ニ見ハサズ、多言ヲ卑ミ、訴訟ヲ怯トシ、是等ヲ以テ、婦女ノ行爲トス。平生義俠ヲ事トシ、弱者ヲ助ケテ、强者ヲ

折ク風アリ。サレバ、危難ニ臨ミテモ惧レズ、戰場ニ於テハ、勁敵ト戦フヲ以テ、其身ノ譽トセリ。

後三年ノ役、鎌倉權五郎景正ハ、敵ノ勇士、鳥海彌三郎ニ、右眼ヲ射ラレタレドモ、毫モ撓マズ、大呼シテ曰ク、吾レ鳥海氏ノ矢ヲ辱クセリ。聊酬ユル所アラント、眼ニ立テル矢ヲ脱スルニ及バズシテ、敵ヲ射殺セリ。

俠。脚。墮。諺。慎。勁。

第廿二課 細井知慎

細井知慎ハ、元祿中ノ人ナリ。書ヲ善クシテ廣澤ト號ス。嘗テ赤穂ノ藩士堀部武庸ト共ニ、劔ヲ堀内源太左衛

學習
初學
教本
十一
三十七
學
院

門ニ學ビテ、交情尤モ密ナリキ。武庸、大石良雄等ト共ニ、主ノ讐吉良義英ヲ襲ハントシ、發スルニ先チ、一夜同志ト共ニ、堀内氏ノ邸ニ會ス。

廣澤、武庸ノ爲ニ、鷄卵數十箇ヲ齎シテ、訣別ノ宴ヲ開ク。酒酣ニシテ、武庸、廣澤ノ贈レル鷄卵ヲ破碎シテ曰ク、「明夜讎ヲ破ルコト、亦此卵ノ如ケン」ト、廣澤其言ヲ壯トス。

武庸、往事ヲ追思シテ、感慨ニ禁ヘザルモノ、如シ。廣澤爲ニ一絶ヲ口占シテ曰ク、結髮爲奇士、千金那足言。離別情無盡、膽心一劍存。ト、武庸、廣澤ノ厚誼ヲ謝シ、感極

マリテ泣ク。廣澤モ亦涙ヲ揮ヒテ別レタリ。



其明夜、廣澤屢屋上ニ登リテ、吉良邸ノ方ヲ望ム。時方ニ臘月十四日ニシテ、月色凄然トシテ、寒氣殊ニ甚シケレドモ、廣澤以テ意トナサズ、終夜睫ヲ交ヘズシテ、鷄鳴ニ達セリ。蓋是ヨリ先、武庸、廣澤ニ告グテ、「復讐ノ事若シ成ラズンバ、吉良氏ノ邸

ヲ燒キテ、同志悉ク自殺スル決心ナリト言ヒシガ故ナリ。
東方既ニ白ムニ及ビ急ニ門ヲ叩ク者アリ。廣澤遽ニ出デ、之ヲ迎フレバ、武庸全身血ニ染ミ、高聲ニ呼ビテ曰ク、宿志既ニ遂グ。是レヨリ同志ノ士ト泉岳寺ニ赴カントス。平生友誼ヲ辱クセシガ故ニ、來リテ別ヲ告グト、言訖リテ疾走シ去ル。廣澤、倉黃袴ヲ著クル遑モナク、徒跣ノマ、追走シテ、永代橋ニ至リ、武庸等ニ面會シ、訣別シテ歸レリ。

酬。叩。訖。

第廿三課 新井君美

新井君美、白石ト稱ス。江戸ノ人ナリ。幼ヨリ伶俐ニシテ奇オアリ。三歳ニシテ字ヲ寫シ、六歳ニシテ書ヲ讀メリ。七歳ノ頃、父母ニ從ヒテ、演劇ヲ觀、歸リテ之ヲ語ルニ、一モ遺忘スル所ナカリキ。

父正濟ハ、上總國久留里ノ藩主、土屋利直ニ仕フ。侯、白石ノオヲ愛シ、常ニ傍ニ侍セシメ、年十三ノ頃ヨリ、侯ノ書信ハ、皆白石ニ命ジテ、舛セシメタリトゾ。
廿一歳ニシテ、仕ヲ辭シ、家甚貧シ。富商河村瑞軒、其オヲ愛シテ、女婿トナシ、學資三千兩ヲ與ヘントシタレド

院
初學
卷本
十一
之卷

モ、白石之ヲ肯ンゼズシテ、獨立苦學セリ。

後、木下順庵ノ門ニ入りテ學ビシニ、其敏才與ニ拮抗ス
ル者無ク、遂ニ順庵ノ推薦ニヨリ、甲斐侯、徳川家宣
仕ヘテ、侍讀トナレリ。

家宣深ク、白石ヲ重シシ、將軍トナルニ及ビ、事大小トナ
ク之ニ諮詢シ、大ニ時弊ヲ釐革セリ。殺生ノ禁ヲ除キ、
奸吏ヲ黜ケ、貨幣ノ制ヲ古ニ復シタルガ如キ、皆白石
ノ建議スル所ナリ。

正徳元年、朝鮮ノ使者趙大億、來聘セン時、白石從五位下
ニ叙シ、筑後守ニ任ゼラレ、命ヲ受ケテ、使者ヲ接待セ

シガ、其儀式ニ就キテ、大億ト争ヒシニ、白石ノ論辯明
晰ナリケレバ、大億竟ニ之ニ服シ、大ニ其人ト爲リテ、
嘆美セリトゾ。

白石、博學洽聞ニシテ、著書ノ多キコト、百六十餘種ニ及
ブ。嘗テ羅馬ノ宣教師、及和蘭ノ貢使ニ就キテ、海外ノ
事情ヲ質シ、采覽異言、西洋紀聞等ノ書ヲ著ハセリ。是
我國ニ於テ洋學ヲ唱ヘシ權輿ナリ。

白石ノ著書ノ中ニモ、藩翰譜、讀史餘論、折焚柴ノ記ノ如
キハ、議論文、章共ニ秀絶ニシテ、摸範トナスニ足ルモ
ノ多シ。又詩ニモ巧ニシテ、其作、海内ニ傳唱セリ。

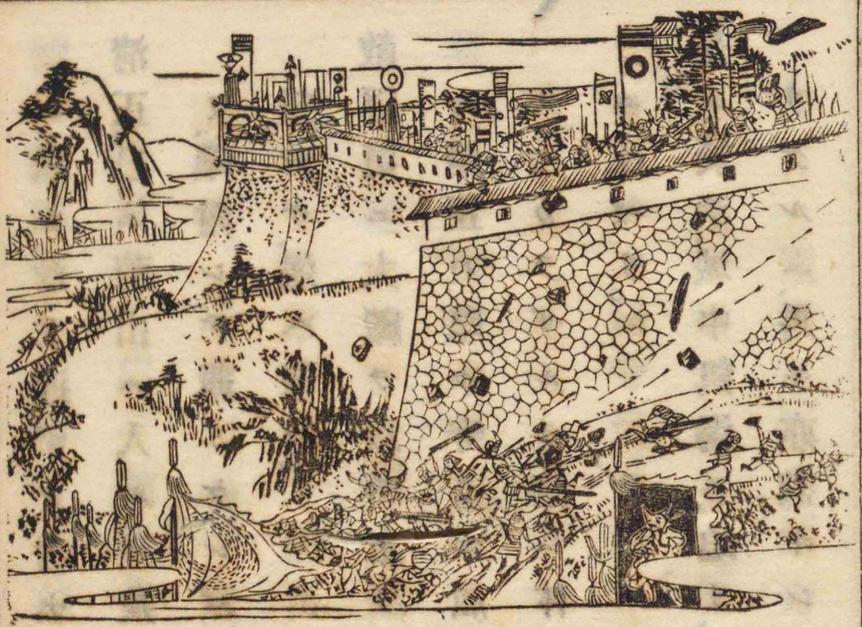
學習
初學
卷本
十一
之卷
四十

院
初
學
本

嘗テ、自肖像ニ題シテ曰ク、蒼顔如鐵、鬢如銀、紫石稜々、電
射人、五尺小身、渾是膽。明時何用畫麒麟、ト以テ其人ト
爲リテ想見スベシ、享保十年五月、年六十九ニテ卒ス。
伶俐。演。婿。抗。薦。釐。奸。黜。趙。晰。翰。
譜。肖。鬢。渾。麒麟。

第廿四課 蔚山ノ戰

豊臣秀吉公、朝鮮ヲ征セシ時、加藤清正、蔚山ニ在リ、一日
出デ、傍近ノ諸寨ヲ巡視ス。偶、明ノ諸將驟ニ蔚山ヲ
圍ム。時ニ蔚山ノ土木、未竣ラズ、城兵急テ清正ニ告グ、
清正大ニ驚キ、直ニ馳セテ歸ラントス。



近臣等之ヲ退メテ曰ク、蔚山
孤城ヲ以テ、大敵ノ衝ニ當
レリ。今我寡兵ヲ以テ、之ヲ
援クルモ益ナカラント、清
正之ヲ可カズ、手兵五百人
ヲ率井、舟ニ乗ジテ赴キ援
ク。

清正、銀盞ヲ被リ、眉尖刀ヲ執
リ、船首ニ立チテ、士卒ヲ指
麾ス。明韓ノ諸軍、ソノ威勢

學
習
刀
學
本

院
衣
學
卷
本
十一
三
之
卷
ニ恐レ、敢テ近ヅク者ナシ。
清正、已ニ蔚山ニ入ルニ及ビ、敵ノ諸軍相合シテ、城ヲ圍
ミ、蟻附シテ薄リケレバ、清正士卒ニ令シ、大木巨石ヲ
投ジテ、逆ヘ撃ツ。

敵軍更ニ大礮ヲ以テ、木ヲ攻メ、城壘爲ニ震裂ス。サレド
モ、清正ハ堅ク守リテ、屈セザリシカバ、敵將等、其力爭
スベカラザルヲ察シ、休戦ノ令ヲ下シテ、合圍十晝夜
ニ及ベリ。

是ニ於テ、城中飢渴ニ迫リ、馬ヲ殺シテ、肉ヲ食ヒ、血ヲ啜
リケルニ、馬モ亦盡キシカバ、竟ニ紙ヲ嚼ミ、壁ヲ煮テ
食フニ至レリ。加之、時方ニ嚴寒、天大ニ雪フリ、士卒凍
エテ指ヲ墜ス者アリ。然レドモ、清正自若トシテ、屈ス
ル色ナク、益、守備ヲ嚴ニシ、以テ援兵ノ至ルヲ待テ
リ。

斯クテ、清正城中ニ在ルコト、殆下六十日ニシテ、諸將ノ
援兵至リケレバ、門ヲ開キテ出デ、諸將ノ兵ト合撃シ
テ、大ニ敵軍ヲ破リ、蔚山ノ圍、始メテ解ク。

蔚山。遏。齧。眉。礮。渴。啜。嚙。

第廿五課 德川光圀公

德川光圀公ハ、家康公ノ孫ニシテ、頼房ノ第三子ナリ。將

軍家光ノ命ニ依リ、立チテ嗣トナル。賴房薨ズルニ及
ビ、其封ヲ襲ギテ水戸ノ城主トナリ、退隱スルニ及ビ
テ、權中納言ニ任ゼラル、故ヲ以テ世ニ水戸黃門ト稱
セリ。
公、生レテ岐嶷、風神凡アラズ、七歳ノ頃、一日父ニ從ヒテ、
四人ノ斬罪ニ處セラル、ヲ見タリ。夜ニ入りテ、父ハ
公ニ命ジ、其首ヲ持チ來ラシム。公直ニ刑場ニ赴キ、暗
中ニ摸索シテ、首ヲ得タリ。然レドモ、其重キニ堪ヘザ
リシカバ、髮ヲ握リテ曳キ來レリトゾ。
長ズルニ及ビ、學ヲ好ミテ、群書ヲ博覽シ、文章ニ巧ナリ。

十八歳ノ時、史記ノ伯夷傳ヲ讀ミテ、大ニ感ジ、是ヨリ
修史ノ志ヲ起シ、小石川ノ邸中ニ彰考館ヲ設ケテ、大
日本史ヲ撰ブ。此書ハ卷帙浩漭ニシテ、二百四十六卷
ニ及ベリ。其最心ヲ用ヒタルハ、皇統ヲ正シ、臣民タル
道ヲ明ニスルニ在リ。

公、天性至孝ニシテ、父ア薨ゼシ時ハ、勺飲口ニ内ラザル
コト、三日ニ及ベリトゾ。當時、諸侯ノ歿スル時ハ、近臣
之ニ殉スルコト行ハレシカバ、賴房ノ臣モ亦殉死セ
ントスル者數人アリシニ、公自其家ニ往キ、百方慰諭
シテ之ヲ止ム。尋デ幕府ヨリモ、令ヲ諸國ニ下シテ、嚴

ニ殉死ヲ禁ズルニ至レリ。

又、其頃マデ、儒者ハ皆薙髮シテ、緇衣ヲ纏ヒシガ、公コレヲ不可トナシ、儒臣ニ命ジテ、髮ヲ蓄ヘ、士籍ニ列セシム。

此時ニ當リ、明ノ遺臣、未之瑜、我國ノ援ヲ得テ、明朝ヲ恢復セント欲シ、來リテ長崎ニ寓セシガ、公其賢ヲ聞キ、聘シテ厚ク之ヲ遇シ、自弟子ノ禮ヲ執レリ。是ヨリ水戸ノ文學益振ヘリトイフ。

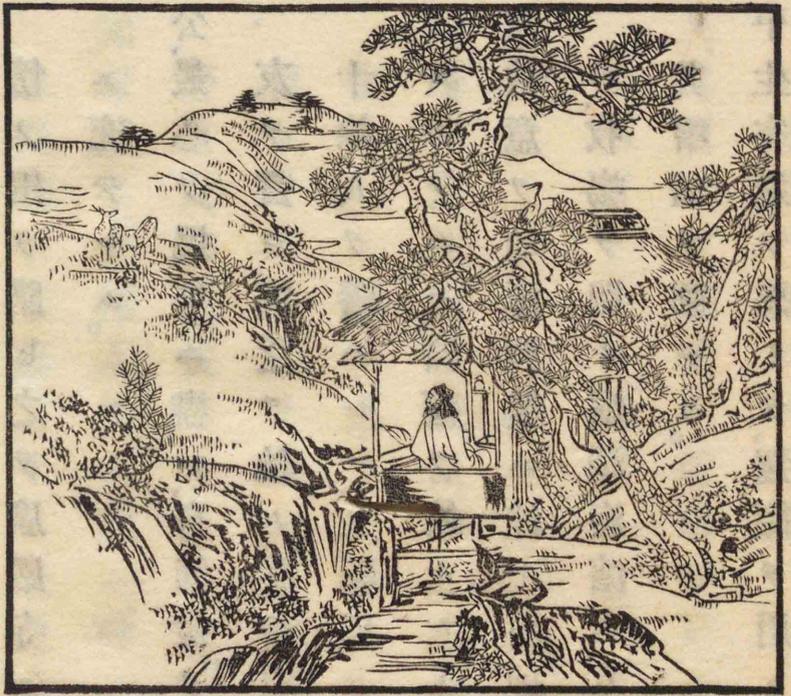
元祿五年、公、楠木氏ノ爲ニ、碑ヲ湊川ニ建テ、題シテ嗚呼忠臣楠子之墓トイヒ、朱之瑜ノ贊ヲ碑陰ニ刻ス。又近

傍ノ田ヲ購ヒ、之ヲ廣嚴寺ニ寄附シテ、永ク香火ノ料ニ充テシム。

公、最心ヲ民事ニ盡シ、身節儉ヲ行ヒ、租稅ヲ薄クシ、屢、孝友ヲ賞シ、窮乏ヲ恤ム。嘗テ有司ニ命ジテ、窮民二百七十餘人ヲ養ハシメ、又藥局ヲ邸中ニ設ケ、窮民病ニ罹ルモノニハ、醫藥ヲ結セシム。

其他、意ヲ殖産興業ニ注ギ、山地ニハ漆、楮ヲ植エ、原野ニハ、牧場ヲ開キ、沼湖、海濱ニハ、魚介、海草ノ類ヲ移シテ、其増殖ヲ圖レリ。

平生安逸ヲ惡ミテ、駕籠ヲ用ヒズ。或ハ飢ヲ恐ビ、或ハ險



ヲ涉リ、雨雪ヲ冒シ、海
濤ヲ凌グナド、皆緩急
アル時ニ備フルナリ。
晩年、西山ニ栖遲シ、柴門
茅屋古人ヲ尙友シ、悠
然トシテ、世ヲ送リシ
ガ、寛文十三年十二月、
年七十四ニシテ薨セ
リ。天資英邁ニシテ、義
ニ勇ミ、行ニ篤ク、博ク

衆人ヲ愛セシカバ、人皆是ガ用ヲ爲サンコトヲ願ヒ、
天下其賢ヲ稱セザルハナシ。

嶷。曳。帙。浩。勺。殉。雍。緝。瑜。沼。

第廿六課 德川氏ノ盛世

德川氏ノ霸業ハ、家康公ニ創マリテ、家光ニ成レリ。蓋シ
二代將軍秀忠ハ、温厚ノ人ニシテ、專家康公ノ遺法ヲ
守リ、勉メテ節儉ヲ行ヒ、賦歛ヲ薄クセシカバ、末年ニ
ハ、府帑充盈セリ。子家光嗣ギテ立チシガ、豪邁ニシテ、
果斷ニ富ミ、加フルニ、井伊直孝、土井利勝、松平信綱等
ノ名臣アリテ、之ヲ輔ケシカバ、德川氏ノ霸業益々牢ク

院
初學
卷本
三之卷
習
B

ナレリ。

今其次第ヲ説カンニ、當時、諸侯ニ外様譜第ノ別アリ。秀忠ノ頃マデハ、外様ヲ遇スルコト重キニ過ギシカバ、家光將軍トナルニ及ビ、外様ノ諸侯ヲ召シテ曰ク、余ガ父祖ハ嘗テ卿等ト同列ニ在リ、卿等ノ力ニ頼リテ、天下ヲ得タルヲ以テ、卿等ヲ待遇スルニ、賓客ノ禮ヲ用ヒタリ。サレドモ、余ハ襁褓ヨリ將帥ノ任ニ在レバ、自先人ト異ナルモノアリ。今ヨリ臣下ノ禮ヲ以テ、卿等ヲ待遇スベシ。若シ意ニ滿タザル者アラバ、宜シク國ニ就キテ熟慮シ、以テ去就ヲ決スベシト、因テ人毎

ニ刀ヲ賜フ、諸侯皆唯唯トシテ退キ、敢テ異議ヲ唱フル者ナカリキ。

一族ノ子弟ヲ、尾張、紀伊、水戸、越前、會津等、樞要ノ地ニ封ジテ、宗家ノ藩屏トシ、譜第、外様ノ諸侯ヲ其四隣ニ封ジ、領地ヲシテ相參錯セシメ、又參觀交代ノ制ヲ設ケ、諸侯ノ妻子ヲ江戸ノ邸ニ置カシメタルガ如キ、皆治安ヲ保持スル計ニアラザルハナシ。
家光ノ世ニ、島原ノ亂アリ、家綱ノ世ニ、由井正雪ノ叛アリシガ、孰レモ忽ニシテ平ギ、海内永ク無事ナリシカバ、後數代、奢侈遊惰ノ風、漸行ハル、ニ及ビ、八代將軍

學習
初學
卷本
三之卷
四十六
習
B

吉宗、紀伊家ヨリ入りテ、家繼ノ後ヲ承ク、大ニ宿弊ヲ一洗セリ。吉宗ハ、荒地ヲ開キ、河渠ヲ修理シ、甘蔗、蕃薯等ヲ種ユシメテ、民生ニ便ニシ、評定所ノ前ニ函ヲ置キテ、冤枉ヲ訴ヘシメ、或ハ過料笞刑ヲ設ケテ、刑罰ヲ輕クセリ。江戸市中ニ、消防夫ノ以呂波組ヲ設ケシモ、當時ノ計畫ナリ。吉宗ハ、斯ク勵精シテ、治ヲ圖リケレバ、國用充足シテ、武備大ニ整ヒ、稱シテ德川氏中興ノ英主トナセリ。蓋。歛。盈。牢。襪。襪。屏。錯。洗。渠。函。笞。

第廿七課 太宰純

太宰純、春臺ト號ス、信濃ノ人ナリ。少時江戸ニ來リ、初ノ中野撫謙ニ從ヒテ學ビ、後荻生徂徠ノ門ニ入り、經學ヲ以テ一時ニ冠タリ。春臺、人ト爲リ嚴毅方正ニシテ、人ニ阿ラズ。岩村侯松平乘賢ノ子乘蒞、延キテ師トナス。春臺初メテ至リシ時、世子送迎セザリケレバ、艱然トシテ曰ク、至賤ノ處士、豈敢テ貴人ニ矜傲センヤ。然レドモ、吾ガ説ク所ハ聖人ノ道ナリ。苟道ヲ奉ズル者ニハ、王公ト雖、禮セザル可ラズ。然ルニ、世子禮遇甚薄シ、是余ヲ禮セザルニア

ラズ、即道ヲ奉ゼザルナリ。道ヲ奉ゼサル者ハ、余復見ルコトヲ欲セズト。

此時ニ當リ、松平乘賢、閣老ヲ以テ威權赫々タリ。然ルニ、春臺ノ言、毫モ忌憚スル所ナカリケレバ、其臣相議シテ曰ク、「失禮トハ渠自言フナリ、世上固ヨリ儒者多シ、何ゾ渠ニ限ランヤ、宜シク更ニ他人ヲ招クベシト、乘蓋之ヲ聞キテ曰ク、「是寡人ノ過ナリト、是ヨリ禮ヲ厚クシテ春臺ニ事ヘタリ。

春臺吹笛ヲ善クス。東叡山ノ法主、之ヲ聞キ、嘗テ使ヲ遣ハシテ、春臺ヲ召サシム。春臺辭シテ曰ク、「余ハ儒者ナ

リ。若シ儒ヲ以テ召サレナバ、直ニ命ニ應ズベケレドモ、私嗜ノ末技ヲ以テ、王門ノ伶人トナルコトハ、余ノ欲セザル所ナリト、是ヨリ復笛ヲ吹カザリキ。

春臺ノ友人ニ、山田大助トイヘル人アリ。幼ニシテ才氣煥發シ、年十三ノ頃、擢デラレテ、幕府ノ儒官ニ列シ、一時稱シテ神童トナス。然ルニ、中年以後、秀デ、實ラザリケレバ、春臺書ヲ贈リテ之ヲ規諫ス、言頗愷切ナリ、其書ノ畧ニ曰ク
純、足下ノ學ニ於ケルヲ觀ルニ、王公大人ノ學ヲ以テ戲ト爲シ、以テ日ヲ消スル者ノ如クナルコトナキヲ

得ンヤ、夫レ足下ハ、布衣ニ非ズト雖然レドモ儒生ナ
リ。不幸ニシテ、早ク神童ヲ以テ聞ユ、幸ニ國恩ヲ蒙リ、
倉廩ノ粟ヲ賜ヒ、文學ニ列シテ、朝請ヲ奉ゼリ、少ナリ
ト雖モ、以テ務ムル所ヲ知ラズンバアルベカラズ。古
人童穉ニシテ、日ニ六藝古文數千言ヲ誦スル者アリ。
純、足下ヲ識リテヨリ以來、茲ニ數年ナレドモ、未足下
ノ誦スル所アルヲ聞カズ、今日ヲ以テ前年ニ較ブル
ニ、亦未其進ム所アルヲ見ズ、而シテ進ム所ハ吹笛ノ
ミ。近來聲價頗減ズルコト、豈徒然ナランヤ。程正叔言
ヘルアリ。曰ク、人有、三不幸、少年登高科、一不幸也、足

下諸ヲ思ヘ。
吾子、冬ハ霜雪ヲ畏レ、夏ハ雷ヲ畏ル、一歳ノ内、雷ト霜
雪トヲ避ケンニハ、畏レ無キ者、幾ト稀ナリ。古語ニ所
謂、畏_レ首_ヲ、畏_レ尾_ヲ、身_ヲ、其餘_ハ、幾ト、吾子之ニ近シ。純聞ク、西域ニ
無雷ノ國アリ、南方ニハ八蠶ノ地アリト、吾子乃彼ニ
生レズンテ、此ニ生ル、何ゾ造物ノ吾子ニ利ナラザル
ヤ。予以爲ラク、吾子ノ患ハ、稟受ノ薄キニ由ルト雖、亦
豈奉養太厚ク、安佚度ニ過グルヲ以テ、自其疾ヲ崇ム
ルニ非ズヤ。吾子少ナリト雖、幸ニ一タビ諸ヲ思ヘ。
搗。荻。徂徠。蘊。艸。矜。笛。伶。煥。愷。廩。

穉。誦也。稟。佚。

第廿八課 勤王論ノ隆興

政權、武門ニ移リシヨリ、朝威振ハザルコト久シ。徳川光圀公之ヲ嘆キ、大日本史ヲ著シテ、深ク南朝勤王ノ士ヲ稱揚シ、順逆ヲ明ニシ名分ヲ正セリ。尋デ、荷田、賀茂、本居ノ如キ諸先輩、亦力ヲ竭シテ、我國ノ古道ヲ揮擢シケレバ、人皆皇室ノ尊崇スベキ所以ヲ知ルニ至レリ。

然ルニ、徳川氏ハ、吉宗、家重ヲ經テ、家治將軍ノ時ニ及ビ失政多ク、加フルニ、天災荐リニ至リテ、民其堵ニ安ン

ゼズ。家齊職ヲ襲グニ及ビ、松平定信ヲ擧ゲテ、一時弊政ヲ釐革シタレドモ、晩年頗政ニ倦ミテ、奢侈ヲ極メ、遊逸ニ耽リタリ。是ニ於テ、志アル者ハ、泉涌寺ノ寒烟荒艸ヲ悲ミテ、日光山ノ金殿玉樓ヲ憤ルニ至レリ。

此時、海内ニ三人ノ傑士アリ。上野ノ高山彦九郎、下野ノ蒲生君平、仙臺ノ林子平是ナリ。

彦九郎ハ、嘗テ太平記ヲ讀ミ、足利尊氏ノ暴逆ヲ憤リ、書ヲ抛チテ、大ニ罵リシガ、是ヨリ深ク皇威ノ衰替ヲ慨キ、諸國ヲ跋涉シテ勤王ノ大義ヲ説ケリ。一日京師ニ至リ、三條橋上ニ伏シ、皇城ヲ拜シテ曰ク、草莽ノ臣、高

院
不
學
本

山彦九郎ト、因

リテ、聲ヲ放テ

テ泣ク。又等持

院ニ入り、尊氏

ノ罪ヲ讓メ、鞭ヲ舉ゲテ

其木像ヲ撻テリ。然ルニ、

畫策スル所漸泄レ、志望

ノ遂グル能ハザルヲ悟

リ、悲憤ニ堪ヘズシテ自殺セリ。

君平モ亦大ニ勤王ノ說ヲ主張シ、山陵ノ荒廢セルヲ嘆



キ、自諸國ヲ周遊シ、之ヲ探リテ、山陵志ヲ著ハセリ。子

平ハ即海國兵談ヲ以テ、有名ナルモノナリ。

其後、賴山陽、日本外史ヲ著ハシ、主トシテ、武門ノ政權ヲ

執レル事迹ヲ述ベ、盛ニ勤王家ヲ稱賛シテ、人心ヲ鼓

舞セリ。其論慷慨ニシテ、之ヲ讀ム者、武門ノ專横ヲ憤

懣セザルハナシ。

又水戸ニテハ、藩主齊昭公、光圀公ノ志ヲ繼ギ、學校ヲ興

シテ、人才ヲ陶冶シ、益尊王ノ義ヲ明ニセシカバ、其臣

ニハ、藤田彪ノ如キ人傑アリテ、一藩氣節ヲ尙ブニ至

レリ。

學習
初學
收本
五十一
學
完

勤王論ハ、此ノ如ク徳川氏ノ中世ヨリ、次第ニ人心ニ浸染セシガ、外交ノ事起リ、海内漸多事ナルニ及ビ、竟ニ大政復古ノ氣運ヲ馴致セリ。

擢。涌。樓。葬。撻。彪。

第廿九課 君は神

一、君は神、現人神、天地治忽す、大君が御稜威、仰ぎ尊とめ皆人、日月と君が光ととなる。げに實に、いと畏こや、海の如く、千代ませ我君、八千代もいゆせよ。
二、八隅し、我君ころ、天照神の裔、みしるし、八咫の鏡をろぶめ諸人、劍の光り、かゝやく玉。げふ々々、いと畏

こや、満てる月、照る日のかげ、彌増しかゝやけ、變らずかゝや々。

咫。

第三十課 頼山陽

頼山陽、名ハ襄、字ハ子成、安藝ノ人ナリ。父ヲ春水ト云フ。幼ヨリ慧敏ニシテ學ヲ好ミ、夙ニ英邁ノ志アリ、年十三ノ頃、一詩ヲ賦シテ曰ク、十有三春秋、逝者已如水、天地無始終、人生有生死、安得類古人、千載列青史ト。嘗テ書ヲ曝セル時、東坡ノ史論ヲ見テ曰ク、宇宙間、此ノ如ク喜ブベキ文アルカト、是ヨリ、力ヲ文章ニ專ニセ

院
初學
本
三
卷

年十八、叔父杏坪ニ從ヒテ、江戸ニ遊ビ、尾藤二洲ノ門ニ在ルコト、一年ニシテ歸リ、才學日ニ進ム。後、藩ヲ脱シテ京師ニ赴キシカバ、是ニヨリテ、仕籍ヲ除カル。山陽、夙ニ勤王ノ志厚ク、平生士氣ノ振ハザルヲ嘆嗟セリ。故ニ氣節ヲ以テ自持シ、亦之ヲ以テ人ヲ導ク、未曾テ己ヲ屈シテ人ニ隨ヒ、時ト浮沈シテ容レラレンコトヲ求メズ。故國ヲ去ル時、心ニ誓ヒケルハ、「予已ニ父母ノ國ニ仕フルコト能ハザレバ、復官服ヲ着ケテ、貴人ヲ見ズ」ト。然レモ、京ニ入リシ後、安藝侯ノ伏見ヲ過

グル毎ニ、必袴ヲ着ケ、南嚮シテ拜セリトゾ。諸藩ヨリ聘スレドモ、皆辭シテ應ゼズ、專讀書ニ耽リ、著述ヲカム。常ニ門生ニ語リテ曰ク、「吾ヲ才子ト謂フモノハ、未吾ヲ知ラズ。吾ヲ能ク刻苦ストイフ者ハ、眞ニ吾ヲ知レル者ナリ」ト。夕ニハ燈ヲ挑ダテ書ヲ讀ミ、深更ニ至リテ寢ニ就キ、晨ニハ自臥被ヲ收メ、戸牖ヲ掃ヒテ、更ニ書ヲ讀ム、寒暑トナク常ニ一ナリ。文化十三年、父ノ疾篤キヲ聞キ、講ズル所ノ莊子ヲ抛チ、直ニ起テテ之ニ赴キシガ、至レバ已ニ及ブコトナシ。是ニ於テ、遺憾措ク能ハズ。是ヨリ終身、莊子ヲ講ゼザ

學習
初學
本
五十三
卷

院
初學
卷本
十一
之先

リキ。既ニシテ母ヲ奉ジ
テ、京師ニ歸リ、心ヲ孝養
文ニ盡セリ。嘗テ母ヲ伴ヒ
テ、花ヲ吉野ニ賞セシ時、
母ノ喜色ヲ見テ曰ク、予
レ萬戸侯タルニ勝レリ
ト。
天保三年、肺ヲ患ヒテ咯血
ス、醫曰ク、是レ積年精神
ヲ勞セシヨリ致ス所ニ



シテ、治ス可ラズ。先生ハ豪傑ニシテ、死ヲ怖レザルガ
故ニ、實ヲ以テ告グト、山陽晒ヒテ曰ク「死生命アリ。固
ヨリ怖ル、所ニアラズ。然レドモ、吾ニ老母アリ、且志
業未成ラズ、縦令、治スベカラズトモ、慎ミテ藥ヲ服シ、
傍ヲ死計ヲ爲サンノミト。
時方ニ日本政記ヲ著ハシ、日夜孜々トシテ、之ニ從事セ
シガ、全ク成ルニ及バズシテ歿セリ。其病危篤ナリシ
時、ナホ政記ヲ手ニシ、刪潤シテ止マズ、眼鏡ヲ脱セズ
シテ、瞑セリトイフ。時ニ年五十三。
著ハス所、頗多シ。日本外史ハ凡二十年ノ刻苦ヲ經テ成

學習
初學
卷本
十一
之先
五十四

リシガ、既ニ稿ヲ脱スル後モ、藏シテ人ニ示サズ、白河
侯松平定信之ヲ聞キ、禮ヲ厚クシテ請フニ及ビ、初メ
テ世ニ公ニスルニ至レリ。

明治維新ノ後、朝廷其功ヲ嘉ミシテ、正四位ヲ贈ラル。

襄。坡。宙。杏坪。蹉。晨。曠。憾。措。肺。略。
晒。孜。刪。

第卅一課 孫次郎の孝行

孫次郎者、肥後國山鹿郡湯町の鍛工なり。不幸小して、業
行はれば、窮乏殊に甚しき、年五十にして未娶らば、父
死して獨母ヲ居れり。天性至孝小して、己ヲ體には完

衣なきと、母に奉むることは頗厚し。母酒を嗜むを以
て、纔に錢を得れば、必沽ひて之を進む。

酒家、其孝志に感じ、酒を賣りて錢を取らず。孫次郎悦ぶ
ずして曰く、是の如くんぞ、足下吾母を養ふふり。願く
も吾自吾母を養はんや、乃去りて他家に就きて沽る
り。酒家皆其意を悟り、來り沽ふ毎に、價を減じて之を
賣れり。

孫次郎、郷人の宴會ニ與ふる時、美味あれば、之を食ハば、
齋し歸りて母に遺るり。里中に温泉あり、母喜びて之
に浴を。孫次郎、毎に母を負ひて到る。冬を身を以て母

院
秘學
の衣を温め、夏も團扇を把りて之を扇ぐ、寒夜もは母の熟睡ひるを待ち、己の被衾を母に加へ、潜も温泉に浴して寒を禦ぎ、夜を徹して歸れり。

母嘗て曰く、汝年已も五十に及びても、吾の未死せざるがためも、痛く自苦なり。吾も心安からずや、孫次郎曰く、兒資性頗健も、膂力最強し。久しく坐することやを好まず。歩行をとるときも、身體爽快を覺ゆ。矧や母や與に行くと、何の樂か之も加へん。吾武士を觀るも、出るも必輿馬あり。我母には輿馬なけれども、幸に強健馬も過ぐる男子あり。今母之も乗らば、何ぞ士人を羨はん

やと。

母を負ひて出づれば、顧眄して之に戯きて曰く、馬の疾徐、願はくは母の意の如くせんや、或は趨き、或は止まり、或は局促の状をなし、或は踉蹌の勢をなす、母乃大も笑ふ。觀るとの皆感嘆せざるをなし。

既もして、母病みしかば、晝夜、衣帶を脱ぎず、傍も在りて介抱し、其欲をる所を問ひ、力を盡して、母を慰めあり。其後母死して、葬るも及び、慟哭して去らば、人に扶けらきて、纔に家に歸れり。其後日々墓に往きて哭し、夢れば、里人爲も涙を掩へり。國主細川綱利、之を恤み、俸を

與へて城府小居らしめたり。

沾。滅。徹。脅。矧。羨。眄。趨。踉蹌。慟哭。

第卅二課 米艦渡來

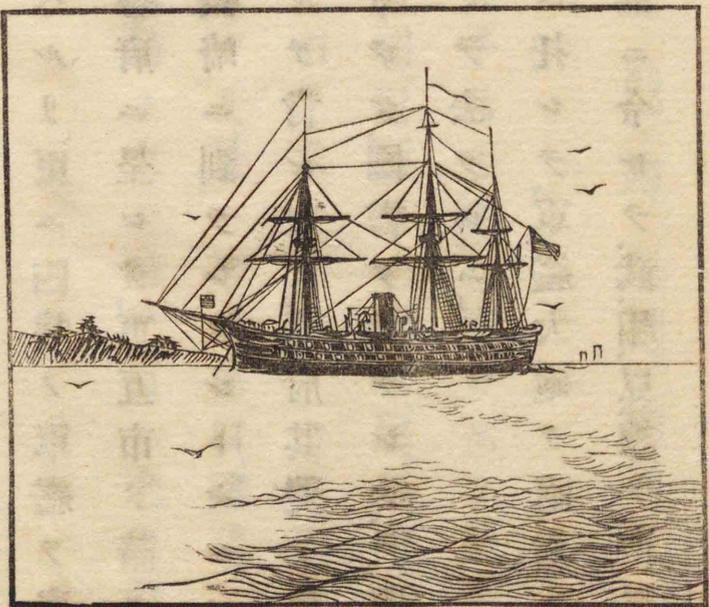
寛政年中、露西亞ノ軍艦、蝦夷千島ノ地ヲ侵シ、ヲ始トシ、文化、文政ノ頃ニハ、英吉利、露西亞ノ軍艦、屢長崎箱館、浦賀等ノ地ニ來リテ、互市ヲ求メ、時トシテハ、民家ヲ劫掠スルモノアルニ至レリ。是ニ於テ、幕府、諸藩ニ令シテ、海防ヲ嚴ニシ、外國船ノ來ル時ハ、直ニ之ヲ撃チ拂ハシム。

尋デ、弘化三年、亞米利加合衆國ノ軍艦二隻、浦賀ニ來リ、

通信互市ヲ求メシカドモ、之ヲ許サザリシニ、嘉永六年六月、同國ノ水師提督「ペルリ」更ニ四隻ノ軍艦ヲ率井テ、浦賀ニ來リ、國書ヲ幕府ニ呈シテ、再互市ヲ請フ。浦賀奉行、國法ヲ論シテ、長崎ニ到ラシメントセシニ、「ペルリ」兵威ヲ示シテ、去ルヲ肯ンゼズ。幕府其變ヲ生ゼンコトヲ虞リ、吏員ニ命ジテ、國書ヲ受ケシメ、且明年回答スベキコトヲ約シテ去ラシム。

是ニ於テ、幕府急ニ和蘭人ニ托シテ、軍艦大砲ヲ購求シ、品川灣ニ砲臺ヲ築キ、諸藩ニ令シテ、武、相、豆、總ノ海岸ヲ戍ラシム。

翌安政元年正月、「ペルリ」復
 浦賀ニ來リ、進ミテ本牧
 ノ沖ニ至ル。幕府乃吏ヲ
 遣ハシ、妄ニ内海ニ入ル
 ヲ責ム。「ペルリ」曰ク、「去年
 ノ答書ヲ得バ則去ラン、
 事若シ辨ゼズバ、直ニ江
 戸ニ赴キテ裁決ヲ請ハ
 シト、更ニ進ミテ品川灣
 ニ迫ル。



此時、幕府、議未ダ定マラズ、徳川齊昭公ハ、攘夷ヲ主張シ、
 領内ノ梵鐘ヲ萃メテ大砲ヲ鑄ル、諸藩ニ於テモ、亦兵
 ヲ舉ゲテ、外人ヲ討タンコトヲ請フ者アリ。

幕府、米艦ノ論ス可ラザルヲ知り、下田、箱館、長崎ノ三港
 ニ於テ、互市シ、及漂民ヲ救ヒ、薪水ヲ給センコトヲ許
 ス。其後、和蘭、英吉利、露西亞ニモ、米國ノ例ニヨリテ、之
 ヲ許セリ。

安政四年十月、米國ノ總領事、ハルリス「江戸ニ來リ、將軍
 家定ニ謁シテ、條約ヲ定メン事ヲ乞フ。是ニ於テ、幕府、
 吏ヲ京師ニ遣ハシ、狀ヲ奏シテ、勅許ヲ請ヒシカドモ、

朝議之ヲ許サズ。翌年更ニ堀田正篤ヲ京師ニ遣ハシ、
宇内ノ形勢ヲ陳シ、交ヲ外國ニ結バン事ヲ請ヒシニ、
米國ノ要求ハ、事體大ナルヲ以テ、宜シク列藩ト謀リ、
處置宜キヲ得テ、後ニ之ヲ奏セヨトノ勅命アリタリ。
然ルニ「ハルリス」ハ、益條約ヲ促シテ止マズ。且幕府ニ告
ゲテ曰ク「英、佛、新ニ清國ニ捷チ、近日來リテ、貴國ニ請
フ所アラントス。貴國速ニ吾請ヲ容レテ、條約ヲ定メ
バ、吾能ク二國ヲ論シテ、無事ヲ保タシムベシ。然ラズ
ンバ、貴國恐ラクハ、清國ノ覆轍ヲ踏マン」ト。
幕府乃倉卒ノ間ニ約ヲ定メ、稱シテ假條約トイヒ、之ヲ

京師ニ奏ス。此時ニ當リ、尊王攘夷ノ說盛ニ起リ、志士、
皆幕府ノ僭横ヲ恚リ、海内洶々タリ。
劫。虞。戍。攘。轍。僭。恚。洶。

第卅三課 護國ノ務

人類ニハ、諸般ノ業務アリテ、各其執ル所ヲ異ニスレド
モ、護國ノ任務ニ至リテハ、皆均シキモノナリ。故ニ國
家危急ノ時ニ際セバ、老幼ヲ問ハズ、苟我帝國ノ臣民
タル者ハ、舉リテ國家ノ干城タル決心ナカル可ラズ。
人ノ力ハ、合スレバ強大ニ、離ルレバ脆弱ナルモノナレ
バ、國家ノ急ニ當リテハ、私ヲ棄テ公ニ徇ヒ、勉メテ一

院
初學
本
十一
三
卷

致團結ヲ圖ル可シ。
斯カル際ニ當リテハ、衆人皆軍紀ニ依リテ、進退セザル
ベカラズ。軍紀ハ衆力ヲ合シテ一大勢力トナシ、以テ
敵鋒ヲ挫折スベキ貴重ノモノナレバ、決シテ之ヲ藐
視スベカラズ。假令、國民皆護國ノ精神ニ富ミ、死ヲ以
テ國ニ殉スル勇アリトモ、儻シ軍紀ノ制裁ナキトキ
ハ、所謂、烏合ノ衆ニシテ、竟ニ失敗ヲ免カレザルベシ。
サレバ、護國ノ要ハ、本國ヲ愛スル誠心ト、本國ニ殉ス
ル勇氣ト、加フルニ軍紀ヲ尊重スル習慣トニ在リト
イフ可シ。

我國民ハ、古ヨリ事アル時ハ、一身ノ私ヲ棄テ、國家ノ用
ニ供シ、君主ノ馬前ニ死ヲ潔クスルヲ以テ、丈夫ノ本
領トシ、忠烈ノ精神ハ、名譽ノ感情ト相合シテ、此國家
ヲ保護シ、以テ今日ニ至レリ。

頼。儻。

第卅四課 明治維新

外交ノ事起ルニ及ビ、各藩ノ志士、深ク幕府ノ處置ヲ憤
リ、仕籍ヲ脱シテ、京坂ノ間ニ徘徊シ、攘夷ヲ實行シ、併
セテ幕府ヲ滅サンコトヲ謀レリ。
此時ニ當リ、諸大藩モ亦幕府ノ爲ス所ヲ喜バズ、薩、長、土

學習
初學
本
六十一
卷

院
初學
卷本
十一
之
卷
學
院

ノ藩主、首トシテ京師ニ朝シ、各攘夷ヲ主張セリ。是ニ於テ、朝廷攘夷ノ議ヲ定メ給ハントテ、將軍家茂ヲ召シ、上京セシム。

其後、朝議俄ニ變ジ、盛ニ攘夷ヲ唱ヘシ長藩ノ禁衛ヲ解キ、且之ト意見ヲ共ニセシ三條實美以下七卿ノ朝參ヲ停メ、幕府ノ親藩松平容保ヲ召シテ、禁衛トセシカバ、浪士等益憤激シテ、幕府ニ抵抗セリ。

偶、長藩ノ士、福原越後等、兵ヲ率井テ、鳥羽、伏見ニ至リ、藩主ノ恩免ヲ請ヒ、其許サレザルヲ怒リ、松平容保ヲ誅スト稱シテ、京師ヲ犯シ、會津薩摩等ノ衛兵ト戰ヒ、敗

走ス。

此時、幕府ハ、長兵ノ闕ヲ犯シ、罪ヲ責メテ、征長ノ令ヲ布ケリ。長藩ニテハ、幕府ニ對スル論議區々ナリシガ、恭順黨勝ヲ占メ、幕軍ノ總督德川慶勝、其國境ニ臨ミシ時ハ、藩主毛利敬親、萩城ニ屏キ、越後等ヲ斬リテ、罪ヲ謝ス。是ニ於テ、幕府師ヲ班ス。三條實美等ハ太宰府ニ移ル。

然ルニ、主戰黨ノ士、高杉晋作、山縣狂介等、此處置ヲ憤リ、兵ヲ擧グテ恭順黨ヲ撃チ破リ、藩主ヲ奉ジテ山口ニ據リ、以テ幕府ニ當ルベキ決心ヲナセリ。

學習
初學
卷本
六十一
學
院

因リテ、幕府ハ再令ヲ下シテ、長藩ヲ征ス。當時昇平ノ餘、上
下偷安姑息ニ狎レ、武備頗廢弛セリ。然ルニ、長藩ニテ
ハ、上下舉リテ文武ヲ奮勵シ、士氣大ニ振ヒ、且外國ト
ノ交戦ニヨリテ、益、軍事ニ熟シケレバ、連戦皆勝チ、幕
府屢敗衄ス。偶、家茂薨ジ、徳川慶喜軍職ヲ襲グニ及ビ、
征長ノ軍ヲ止ム。是ヨリ諸藩漸幕府ノ命ヲ奉ゼズ。
慶應二年十二月、孝明天皇崩御アリテ、
今上天皇陛下繼ギテ立タセ給フ。翌年九月、山内豊信、將
軍慶喜ニ政權ヲ返上センコトヲ勸ム、慶喜モ亦時勢
ノ已ム可ラザルヲ察シ、終ニ其說ヲ容レ、上書シテ政

權ヲ奉還セリ。

十二月、三條實美以下ノ七卿、及毛利敬親等ノ官爵ヲ復
シテ、入京ヲ許シ、攝政、關白、征夷大將軍、守護職、所司代
等ノ官ヲ廢シ、新ニ總裁、議定、參與ノ三職ヲ置キテ、政
ヲ施シ、王政復古ヲ列藩ニ告グ。

然ルニ、慶喜ハ、大坂城ニ入り、テ、會、桑ノ諸藩ト議シ、討薩
ノ表ヲ上リ、諸藩ノ士、凡三萬人ヲ率井テ、鳥羽伏見ノ
二道ヨリ、京師ニ向ヒテ進發セリ。

薩、長、土ノ兵、之ヲ逆へ撃チシガ、幕兵勢銳クシテ、勝敗測
リ難カリキ。朝廷乃仁和寺宮、嘉彰親王ヲ征討大將

院
初學
本
十一
三
卷
習
院

軍ニ拜シ、錦旗節刀ヲ賜ハレリ。サレバ、官軍ハ勢ヲ得テ益奮戰シ、幕兵大ニ敗レ、慶喜以下、海ニ航シテ江戸ニ走リ、近畿關西ノ諸藩悉歸順セリ。

明治元年正月、慶喜等ノ官爵ヲ削リテ、親征ノ詔ヲ下シ、有栖川宮熾仁親王ヲ拜シテ、大總督トナシ、西郷隆盛等ヲ參謀トナシ給ヒ、又別ニ東海、東山、北陸ノ先鋒總督ヲ置キ、三道並ビ進マシム。

慶喜之ヲ聞キ、深ク前非ヲ悔イ、使ヲ大總督ノ營ニ遣ハシ、其罪ヲ謝シ、自上野ニ屏居シテ謹慎セリ。是ニ於テ、大總督ハ、進討ヲ止メシメ、慶喜ニ五事ヲ命ジ

給フ。即慶喜ヲ水戸ニ幽シ、家臣ヲ郭外ニ屏ケ、江戸城、及軍艦、銃砲、彈丸ヲ收メ、家臣ノ謀ニ與ル者ヲ處分スルコト是ナリ。慶喜皆命ヲ奉ジ、退キテ水戸ニ移レリ。然ルニ、幕臣ノ恭順ヲ喜バザルモノ、上野ニ屯シテ、官軍ニ抗シ、又相率井テ、



學
初學
本
十一
三
卷
六十三
習
院

院
初學
卷
十一
卷
學
習
院

東北ニ走リ、竟ニ奥羽、箱館ニ據リテ、幕府ノ恢復ヲ謀
リシガ、皆相尋ギテ降り、海内全ク平定セリ。
徘徊。併。菽。晋。偷。姑。狎。岬。郭。

第卅五課 文明ノ進歩

幕府已ニ亡ビ、大政復古ニ及ビシカバ、
今上天皇陛下ハ、明治元年三月十四日ヲ以テ、廣ク公卿
諸侯ヲ會シテ、五事ヲ誓ハセ給ヘリ。

御誓文

一 廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ

一 上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心
ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆
ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ
萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ
協心努力セヨ

學
習
院
初學
卷
十一
卷
學
習
院
六十四
學
習
院

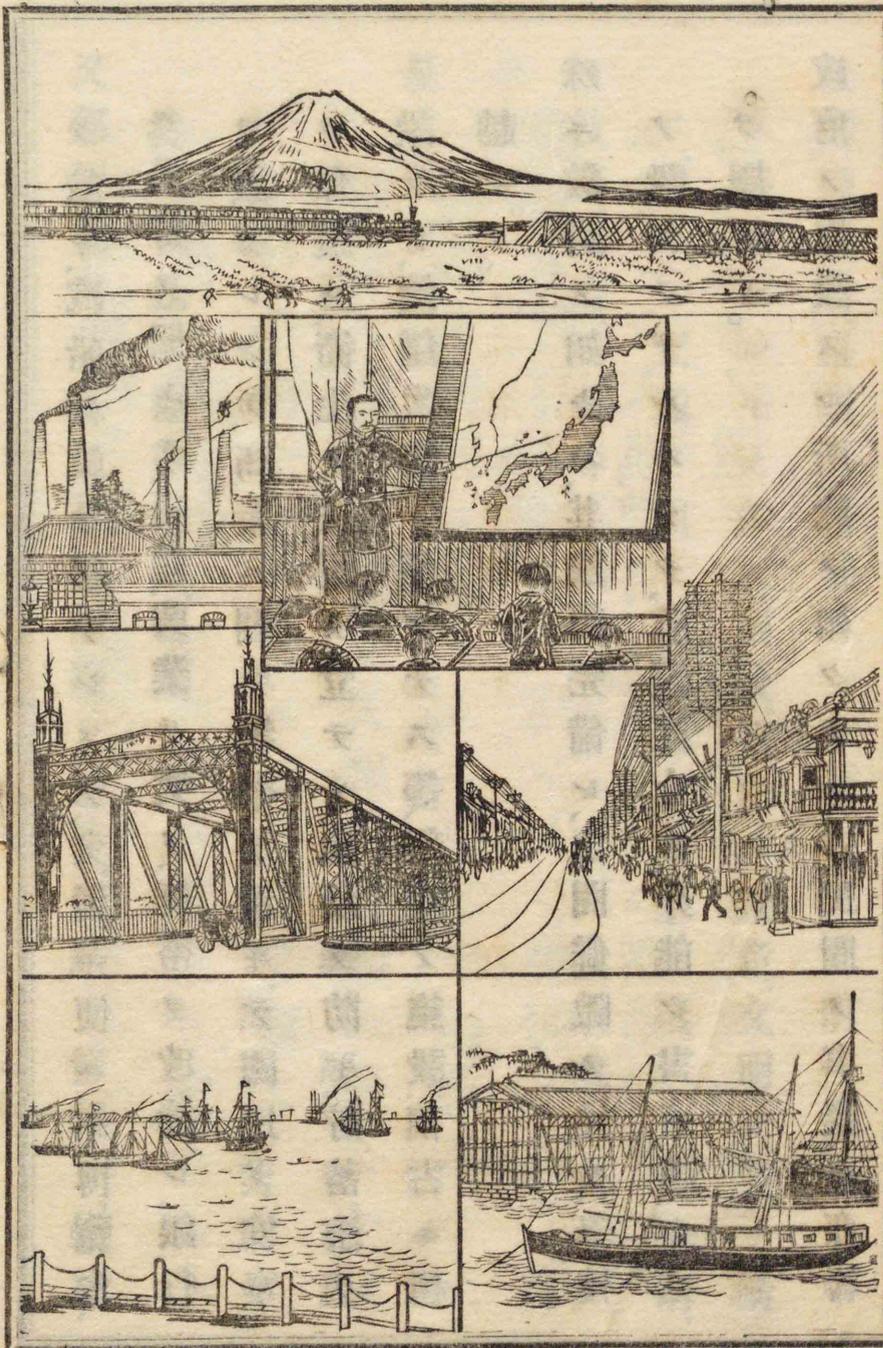
此御誓文ハ、維新ノ精神ニシテ、當今ノ文明ハ、此條目中ニ胚胎セルモノ多シ。爾後、政府ハ、銳意文明ノ道ヲ講ジ、内外ノ交通ヲ開キ、屢使臣ヲ歐米ニ遣ハシ、其學術、技藝、政治、風俗等ヲ視察セシメ、以テ我新政ノ資トセラル。

是ニ於テ、官制ヲ改メテ、立憲政治ノ基ヲ開キ、兵制ヲ定メテ、全國皆兵ノ主義ニ依リ、士ノ常職ヲ解キテ、四民ノ階級ヲ去ラシメ、又新律ヲ頒布シテ、舊來ノ苛刑ヲ除キ、税法ヲ釐革シテ、偏頗ナカラシメタリ。又郵便電信ノ法ヲ設ケ、燈臺ヲ建テ、道路ヲ修繕シ、鐵道

ヲ敷キ、汽船會社ヲ起サシメテ、交通ニ便ニシ、博覽會、共進會ヲ開キテ、殖産、興業ヲ獎メ、貨幣ヲ改鑄シ、銀行ヲ設ケシメテ商業ニ利シ、警察ヲ置キテ國民ノ安寧ヲ保護シ、衛生ノ法規ヲ立テ、病疫ヲ防ギ、貯蓄法ヲ設ケテ、饑饉災害ノ備ヲナス等、新政ノ施設、前古ニ超越セリ。

殊ニ教育ノ如キハ、其法頗完備シ、山間僻陬ノ地モ、學校ノ設アラザルハナク、牧童工女モ、亦能ク書ヲ讀ミ、文ヲ屬セリ。

政府ノ施設スル所、此ノ如クナレバ、民間ノ事業モ亦著



院
 在
 本
 一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

天シク發達シ、奮ヒテ海外ニ航シテ、學術ヲ研究シ、或ハ
 貨物ヲ貿易スルモノアリ。著書、新聞紙ヲ以テ、開明ヲ
 助ケ、學校ヲ起シテ、英才ヲ教育スルモノアリ。銀行ヲ
 設ケ、諸會社ヲ立テ、活潑ナル商業ヲ營ムモノアリ。
 活版、印刷ノ術、養蠶、製茶、牧畜ノ業、並ニ海陸、運送ノ便、
 造船、造家、架橋ノ術等、百般ノ事業、皆進歩ノ景象アラ
 ザルハナシ。加之、繪畫、彫刻ノ如キ、我邦固有ノ美術、燦
 然トシテ勃興シ、名聲遠ク海外ニ轟ケリ。
 其他、病院、貧院、育兒院ノ如キ、慈善ノ事業、日ヲ逐ヒテ興
 リ、博愛ノ美風、漸盛ナラントス。而シテ憲法ヲ發布シ、

院
初學
院

帝國議會ヲ開クニ及ビテハ、御誓約ノ實完ク成リテ、
其國光益揚リ、皇基彌堅ク、國民皆泰平ノ治ニ浴シ、駸々
トシテ文明ノ化ニ進メリ。
綸。陋。胚胎。階。碩。苛。疫。僻陋。燦。

第卅六課 憲法發布

明治二十二年二月十一日、

天皇陛下、憲法發布ノ式ヲ舉行シ給フ。是實ニ我國開闢
以來、未曾有ノ盛典ニシテ、臣民ノ歡喜、譬フルニモノ
ナク、到ル處、聖恩ノ辱キヲ拜シ、歡呼シテ之ヲ祝セリ。
天皇陛下ハ又大典ノ發布ヲ皇祖皇宗ノ神靈ニ申告シ

給ヒ、左ノ詔勅ト共ニ、千古不磨ノ憲章ヲ降シ給ヘリ。

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ
欣榮トシ、朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現
在及將來ノ臣民ニ對シ、此ノ不磨ノ大典ヲ宣
布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力
輔翼ニ倚リ、我帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レ
タリ、此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト並ニ臣

學習
初學
院
六十七
院

院
存
學
本
十一
三
卷
學
習
院

民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ
此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕
我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫
ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ
獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮
ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナ
ラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ
堪フルコトヲ疑ハサルナリ

憲法發布ノ詔

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ
朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠
撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ
康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメム
コトヲ願ヒ又其翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ
進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年
十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定
シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及
臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所

學
習
院
初
學
教
本
六十八
學
習
院

ヲ知ラシム
 國家統治ノ大權ハ朕力之ヲ祖宗ニ承ケテ之
 ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕力子孫ハ將來
 此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラ
 サルヘシ
 朕ハ我力臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ
 及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於
 テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言
 ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ
 議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナ
 ラシムルノ期トスヘシ
 將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必
 要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕力繼續ノ
 子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會
 ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決
 スルノ外朕力子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ
 試ミルコトヲ得サルヘシ

朕力在廷ノ大臣ハ朕力爲ニ此ノ憲法ヲ施行
スルノ責ニ任スヘク朕力現在及將來ノ臣民
ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フ
ヘシ

御名 御璽

倚。竝。貽。鞏。懿。件。璽。

第卅七課 憲法發布ノ頌

一、大和ヲ御代よ、我國民よ、祝應や祝應や、此御代を、惠
の春風、徐に渡り、輝く御稜威を、旭如く、八洲ヲ内外

を隈なく照と。

二、丑年二月の十一日に、布き給はせる大憲法こそ、例知
られぬ、賜なれや、吾等が子孫の御寶なれや。

三、來れや集へや、我はらからよ、集ひて祝へや、いざもろ
ともに、明治の帝の千代萬代を、ほぎ奉れや、天地さへ
も、轟くばかりほぎ奉れ。

頌。丑。

